

平成28年第2回御宿町議会定例会

議事日程（第2号）

平成28年6月16日（木曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 報告第 1号 御宿町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 3 議案第 1号 御宿町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 2号 御宿町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 3号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 4号 御宿町入学準備金貸付条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 5号 御宿町污水適正処理構想の策定について
- 日程第 8 議案第 6号 平成28年度御宿町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第 7号 御宿町防災行政無線通信施設整備工事請負契約の締結について
- 日程第10 議案第 8号 おんじゅく認定こども園建築工事請負契約の締結について
- 日程第11 議案第 9号 おんじゅく認定こども園機械設備工事請負契約の締結について
- 日程第12 請願第 1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書
- 日程第13 請願第 2号 「国における平成29（2017）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

- 追加日程第1 発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について
- 追加日程第2 発議第2号 国における平成29年度教育予算拡充に関する意見書の提出について

出席議員（11名）

1番	瀧口義雄君	2番	北村昭彦君
3番	堀川賢治君	4番	大地達夫君
5番	滝口一浩君	6番	貝塚嘉軼君
8番	土井茂夫君	9番	大野吉弘君
10番	石井芳清君	11番	高橋金幹君
12番	小川征君		

欠席議員（1名）

7番 伊藤博明君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	浅野祥雄君
総務課長	大竹伸弘君	企画財政課長	田邊義博君
産業観光課長	吉野信次君	教育課長	金井亜紀子君
建設環境課長	殿岡豊君	税務住民課長	齋藤浩君
保健福祉課長	埋田禎久君	会計室長	岩瀬晴美君

事務局職員出席者

事務局長 渡辺晴久君 主事 鶴岡弓子君

◎開議の宣告

○議長（大地達夫君） 皆さん、おはようございます。

本日の日程はあらかじめお手元に配付しました日程のとおりです。

よろしく願いいたします。

なお、伊藤博明君から会議規則第2条の規定による欠席届の提出がありました。

本日の出席議員は11名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、暑いので、上着を脱いでも構いませんので。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。

傍聴にあたっては、会議規則に従い、静粛をお願いいたします。

なお、携帯電話の類いは使用できませんので、電源をお切りください。

(午前 9時30分)

◎一般質問

○議長（大地達夫君） 日程第1、これより一般質問に入ります。

一般質問の制限時間は90分です。質問者も答弁者も簡潔をお願いいたします。

なお、質問については、会議規則第63条の準用規定により、一般質問も同一の質問について3回を超えることができないことになっておりますので、ご注意ください。

また、一般質問通告書に記載のない関連質問については認められません。議長の議事整理権に基づき制止しますので、ご注意ください。

順次発言を許します。

◇ 瀧 口 義 雄 君

○議長（大地達夫君） 通告順により、1番、瀧口義雄君、登壇の上、ご質問願います。

(1番 瀧口義雄君 登壇)

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

議長の許可がありましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

大きく分けて3つありますので、大体30分間隔でやっていければと思っております。

まず第一に、御宿町に対する妨害排除請求事件について。

司法に判断を委ねたということで議決もしております。そういうことで理解しております。地方自治体、これは御宿のことですけれども、第一義の責務は自治体の構成員である住民の財産、安全、安心を守ることではないかと思っております。ここは——御宿です。日本で、訴訟大国の米国ではありません。また、御宿町は利益追求のハゲタカ企業でもありません。住民と真摯に向き合い、誠実に話し合い、協議を進めることが行政を預かる者の姿勢ではないでしょうか。原告は、御宿町、地域に大変貢献していただいている方です。住民と町が裁判という形で争うものはいかがなものかと。町は独自に問題解決の権利と手法を有しております。トップが真摯に対応してこなかったから、こういう事態になったのではないかと思います。

まず、町が提訴されるまでの経緯について、協議、交渉の経緯及び対応、同意書についての町の見解、私有地の使用許可。原告だけでなく、周辺の土地所有者についても同様のことです。また、現状の排水管について。排水管の状況をどこからどう水が流れているのか、現状はどうなっておるのかと。また、ほかの開発業者が起こした排水漏れの事故があったと聞いております。その処理と対応について。御宿町が住民に提訴された例はあるのかと。

また、天の守開発計画に伴う財産の保全についてと、新町426番地の1の町有地と住宅移転の件について。提訴から臨時議会までの対応と訴因について。応訴するための弁護士費用を専決処分しようとしたことに対して。あとは予算について。

まず、1番。経緯、経過をご説明願えればと思っておりますけれども、個人情報との関係は当然除いて結構でございます。また、訴訟に入っているということで、微妙なものは除いて結構でございますから。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 交渉の経緯及び対応ということでございます。

まず、昭和46年に財団法人御宿町開発協会が御宿町砂山下宅地造成工事に着手をいたしました。平成18年11月27日に私有地内の排水管を確認いたしました。平成19年6月1日、この日に土地の所有者から提出されました排水施設に関する同意書を受理いたしました。平成25年12月13日、この日に企画財政課と建設環境課担当者が所有者と現場で現状の説明を受けました。そうしまして、平成27年4月3日に企画財政課と建設環境課担当者が所有者と所有者のお宅で町の改善案の提案とご説明をいたしました。

提案した内容といいますのは、私有地を迂回するバイパス管の設置と私有地内の排水管につ

きましては、コンクリートを充填した上で残置させていただくと。当然、当該排管の家屋除去の際には、町が責任をもって残置した管を撤去するというようなお話をさせていただきましたが、合意に至りませんでした。

平成27年4月10日、再度、企画財政課と建設環境課担当で所有者と所有者宅で先ほど申し上げました改善案の承諾を要請いたしましたが、こちらも合意をいただけませんでした。

また、同年5月14日、町長と私と企画財政課担当で現場を確認いたしまして、その際に所有者と現場で面談をいたしました。

同年7月17日でございます。私と企画財政課担当で所有者宅にて所有者と面談いたしまして、改善案の承諾を要請いたしましたが、所有者は当初のとおり、あくまで撤去を要求されまして、合意に至りませんでした。

その後、同年11月17日に土地の所有者とその代理人の弁護士さんが役場へ来庁されまして、私と企画財政課担当で面談をいたしました。このときは交渉ということではなくて、事実確認のためにお見えになっておりました。

交渉はここまでございまして、平成28年3月24日に第1回口頭弁論期日呼出状と答弁催告状の送達を受けたところでございます。

○1番（瀧口義雄君） 続けて結構です。あと、同意書についての見解をお聞きしたいと思います。

○企画財政課長（田邊義博君） 同意書についての見解でございますが、大変恐縮ですが、町の見解につきましては顧問弁護士と相談の上、今後法廷で陳述させていただく事項でございますので、ここでの答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。

○1番（瀧口義雄君） わかりました。

ということは、同意書は前回伺っておりますけれども、受け取っているという形と内容は今申し上げられないということで微妙な話なんだろうけれども、その辺は裁判ということで結構なんですけれども、大変重要な問題であると。

平成18年11月27日にこれが確認されていると。確認というのは、私有地の中に町の所有物が入っているということは、これは確認済みと。あとは次です。私有地の使用許可はとってあるのかと。現状の排水管の状況です。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 私有地の使用許可につきましては、周辺の土地の所有者については布設と同時にいただいております、こちらの今回の方につきましては、ただいま申し

上げましたとおり、平成19年6月1日にいただいております。この方につきましては、工事の当初の同意書はございません。

○1番（瀧口義雄君） ちょっと今の話でよろしいですか。19年6月1日に意見書を受理しているという中で、使用許可という契約は結んでおるんですか。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 契約書ということではありませんが、同意するという追認を文書でいただいております。

○1番（瀧口義雄君） ということは、それを契約書と解してよろしいんですか。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） はい。一定の効力を持つ契約だと承知しております。

○1番（瀧口義雄君） ということは、その契約を遵守するという役場の姿勢でよろしいんですよね。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） そのとおりでございます。

○1番（瀧口義雄君） そういうことであるならば、日本では土地の所有権、財産権、また地上権、空中権です。地下の使用権、これは40メートルが認められておりますよね、そういう中で、後段では、管が、もしそういう作用があったとき撤去してくれという一項も入っていたという形があって、それは町が同意したら、そういう形ですよ。

要するに、もう一度はっきり申しますと、私有地に町の排水管が通っていると、これは事実ということで了解していると。その同意書です、意見書。これも町が追認しているということは、この契約における支障が出たときは撤去してくれという一項が入っているという中で、それはそういう形になるのではないんですか。それは裁判だから答えられないということは理解しますが、要するに、基本的な考えは、日本では私有地の保有が認められています。それで地下の40メートルまでの権利は保障されております。地下鉄通るときも全部許可が必要で通っております。そういう中で、その意見書をあなたたちが認めたということは、個人の財産はともかく、国で認められている、法律で認められています。それで、地下の使用権も認められます。意見書も認めて、それで契約が成立しているという形の中で契約の一項に、支障を来すと、あるいは所有者が撤去してくれというときには撤去するという一項も認めているという一項があることは、それでよろしいんですね。よしあしにかかわらず。それだけちょっと答えていただければ。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 排水施設に関する同意書の中には、土地所有者として排水施設設置に承諾します。なお、土地の使用に支障を来すこととなった場合には、町で廃止、撤去等を行うものとするという一文が入っております。

○1番（瀧口義雄君） はい、了解。

ということは、支障が来しているという申し出があった時点で、そうあるべきだと思うんです。個人の土地にそれが入っていることを認めて、所有者がそうしてくれと言ったら、それに応えるのが、金銭云々の問題ではなくて、所有者の権利でございますから。そういう契約を町が追認したということでもありますから、金がかかる云々は別の話ではないだろうかなと私は思うんです。そういう中において、まあ、日本は契約の社会です。そういう契約をなしているということですよ。

それともう一つは、あなたの答弁の中で、先々月、悪さをしていないという答弁がございませうけれども、悪さをしているとか、していないとかいう問題ではないんでしょう。要するに、そこにあること自体がノーだと言っているんです。じゃ、例えば、例は悪いんですけれども、個人の私有地に入っている——個人の私有地じゃおかしいんですけれども、私有地に入っているということは認めると。そういう中で悪さをしていないと。また、別の方法のコンクリ流すとかいろんな方法あるけれども、個人の所有地に、それは当然残りますわな。それはノーだと相手方が言っているんですから、それはその契約どおりそうせざるを得ないと。簡単な例ですけども、例えば、例がちょっとあれなんですけれども、手術します。お医者さんがおなかの中にガーゼを忘れて、しばらくたって気がついたと。悪さはしないんだからいいんだと。それはなかなか難しいでしょう。金かかるからいいんだとか、悪さをしていないからいいんだとか、そういう問題じゃないんじゃないですか。それと同じです。個人の財産は保障されておりますから。そういう形の中で出された同意書です。意見書とか、それを受理して追認しているという形のものであればそうではないんでしょうか。まあ、あなたは裁判中ですから答えられないと思いますけれども、私はそういう考えで今発言しております。

要するに、個人の財産は守られなきゃいけないと。それは、契約によって守られていくと、法律によって守られていくと。そういう中で悪さをしているとか、していないとか、土管をコンクリで埋めるとか埋めないとか、そういう話ではないと思います。それは、個人が地下の利用権を40メートル持っておりますから、それは保障されるべきものだと思っております。権利ですから。

そこで話し合いが出てくると思うんです。そういう中で、諸事情ある中で話し合いが持たれたと思うんです。基本はそうだと思います。

そういう中で、町でも財務規則で町有地を貸すときも、また占用条例もつくりまして、お金を取っています。そういう契約で町有財産を町民の方に、あるいは企業に利用してもらっているのも事実です。これは、そういう形で、一応課長の言われるには契約が成立している。だから、その契約を遵守しなきゃいけない。一項入っていますからね。それを認めないというんなら話は全く違いますけれども、認めるのであれば、契約を履行してあげるのが筋ではないかなと。それが契約社会ではないのでしょうか。と私は思うんです。

個人の権利は、財産は守られるべきだと。そういう中で話し合いということが続けられてきたと思うんですけれども合意に至らなかったと。それは、いろんな事情、説明を受けてわかりますけれども、1つの問題は、相手が弁護士を立ててきたというにあたって、これはやっぱりこの交渉をできるのは2人しかいないんです、御宿町には。権限を持っている町長と町長の委託を受けた顧問弁護士しかできないわけです。課長にやらせるのは大変酷な話だと思っています、担当課の職員も含めて。これは、法律の専門家、プロが来たんですから、権限を持っている町長か、あるいは町の顧問弁護士、この2人しか交渉できないし、顧問弁護士同士が話し合えば、法律の専門家でその辺の事情に、諸事情いろいろと持っているわけです。それを解決する手段は彼らには持っているわけです。あなたたちは、もうそこまでくれば弁護士相手には無理な話です。できるのは、御宿町は町長しかいないと。町長は、弁護士とお会いになりましたか。相手の弁護士と。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 相手の弁護士さんとは、会っておりません。

○1番（瀧口義雄君） お会いしていないということで理解しております。

そういう中で、やっぱりこれは町の対応としては田邊課長、あなたも大変優秀な職員かもしれないですけれども、事この件に関しては、やっぱり町長か顧問弁護士。なぜ顧問弁護士に依頼しなかったのかと、その1点お聞きしたいと思います。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） なぜ顧問弁護士に会わなかったのかということですか。

○1番（瀧口義雄君） いや、会わなかったんじゃないんです。顧問弁護士はあなたのあれですからいいんですけれども、顧問弁護士に相手の弁護士との交渉を依頼しなかったのかと。裁判という形ではなくて、要するに、話し合いの場をこの件に関して顧問弁護士に委託すれば、

当然プロ同士の話ですから、なぜ委託しなかったのかということです。そのために町は顧問弁護士がいるんです、町には。広域でも問題があるといけないという中で、ごみの処理場をつくる時に顧問弁護士をわざわざお願いしました。町は、ずっと昔から顧問弁護士を契約しております。その顧問弁護士にこの件に関して依頼することは可能なんです。

ちょっと理解できていないようですけども、裁判で依頼するのではなくて、裁判になる前の話し合いで僕は解決できたと思うんで、裁判の前、相手が弁護士を連れてきたときに、それ以降について、この件に関しては町長か顧問弁護士が一番対応はふさわしいと。なぜ顧問弁護士に委託をしなかったのかと。相談ではないです。委託をしなかったのかと。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今申し上げましたように、委託は、その面の委託はしておらなかったということでございます。

少し私の思うところを述べさせていただきますが、1点は、先ほど出ました同意書の関係です。この平成19年6月1日に行われました同意書です。この件のいわば同意書の意味するところと、ご当人が要望というか、要求されること、撤去とかです。そういう内容が非常に食い違いとか誤差があった。それが1つには今回の司法に委ねた一点の部分で、司法の判断を求める一つになっておりますので、ご理解を願いたいと思います。

イコールではないという見解がございまして、そういう面で委ねられているということでございます。そういうことで、今までご当人と多数回、いろんな打ち合わせ、協議、あるいは町の要望、あるいはご当人の要望、いろいろ打ち合わせてきた中で、やはり総合的な状況を見まして、これは話し合いではなかなか解決つかないのではないかという私自身思っておったところ、相手の方々から訴訟のほうに入ったということでございます。

○1番（瀧口義雄君） それは前回の臨時議会で了解していますけれども、今の担当課長の話と微妙に食い違っているのは、それを、意見書を、19年6月1日の意見書、これを受理して、それをしていると。じゃ、それは今になって内容が違うと、言っていることと書いてあることが違うと言うんなら、それは受理しているということではない。これは石田町長の時代じゃないことは了解しております。

そういう中で、追認しているということは、その文書を全部承認しているということです。これは認めて、これは認めないというんなら、これは書き直しじゃなかったんですか。

私の言っているのは、そういう意見の食い違いがあるからこそ、相談に来て話し合いしていたという中で、相手が弁護士を立ててきたら、こちらも弁護士を立てて話し合いの場を持って

いくという形があったのではないかなと。

時間的な余裕があります。27年7月17日に、この……。11月17日に来庁していると。それから、結構時間的な4カ月あります。その場で、その時期に弁護士を、町も顧問弁護士いらっしゃいますからお願いするという形のものがあったべきではなかったのかと。現在ここに至っていますけれども、その辺の手続ミスがあったのではないかな、判断ミスがあったのではないかなと思います。

そういう中で、この間、議決ありましたけれども、答弁書と弁護士との契約は、答弁書は19日という期限切られたという中で、弁護士との契約、答弁書の提出はいつ行われたんですか。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 今、お話のありました19日に提出をしております。

○1番（瀧口義雄君） 契約は。

○総務課長（大竹伸弘君） 契約につきましても、19日に行っております。

○1番（瀧口義雄君） じゃ、あの後、夜行ったんですか。

○総務課長（大竹伸弘君） そうですね。地裁ですので、答弁書のほうは直接持ち込みをするような形で提出をさせていただいております。

○1番（瀧口義雄君） 19日、19日と。それは夜中ですね。

○総務課長（大竹伸弘君） いえ、地裁が閉まるまでの時間ということで。

○1番（瀧口義雄君） だって、あれ、議会が終わったのは何時ですか。

○総務課長（大竹伸弘君） 2時ごろというぐらいではないかというふうに認識をしておりますけれども。

○1番（瀧口義雄君） それと、次のいろんな問題がある中で、天の守と新町に関する件について。

要するに、そういう大変な問題であっても裁判しなかったという例と、住民からこのほかに、住民ですよ、あったのが。この3点についてお話いただければと思います。

5、6、7、8。

じゃ、その前に、排水管、現状今使っていないのかということと、ほかの業者が事故あったのを聞いておりますけれども、その辺の処理、現状今の排水管はどうなっておるのかということと、4と5です。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 現状の排水管でございますが、六軒町の157番1地先から小

竹ノ谷を經由し、ローソンの裏の裾無川上流に接続する口径300ミリのヒューム管でございます。造成地の家庭雑排水のほか湧水です。地下水なども流入しております。常に水が流れている状況です、排水管の中を。

○1番（瀧口義雄君） 私有地に入っている排水管、現在も使っていると。

○企画財政課長（田邊義博君） そうです。生きております。

○議長（大地達夫君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） それでは、私のほうからは、5番の他の開発業者が起こした排水漏れの事故と処理の対応というところでお答えをさせていただきます。

排水施設の補修及び処理対応でございますが、町道1153号線付近、新町地先におきまして、宅地の沈下が発生している天の守宅地造成にかかわる排水施設の影響ではないかとの通報が平成25年12月にございました。その後、数回にわたり現場の確認及び対応方針の協議、検討を重ねてまいりました。

当該排水施設につきましては、地中に埋設されていることから、容易に原因を特定することができず、排水施設の亀裂の有無や箇所の特定制を行うため、平成26年9月に排水管テレビカメラ調査を実施したところです。

調査結果といたしましては、宅地造成排水施設に関して沈下原因となる異常は見受けられず、隣接地にある民間施設からの排水管、これ口径500ミリのものになりますが、この排水管の脱却及び接続ますの仕上げ不良が見受けられたところです。

調査の結果を受け、接続不良のある当該排水管の管理及び所有者に対し、補修について数回にわたり依頼をしておりますが、資金面での調整が厳しく、速やかに対応することは困難であるとのことでしたので、こうした状態を放置することは危険であることから、町で補修工事を実施し、費用負担については改めて協議することといたしました。

工事については平成27年2月に実施しており、工事内容といたしましては、既存の排水管を掘り出し、脱却箇所を補修した上で、管の周りに防護コンクリートを打設することにより、脱却防止を図ったものでございます。

以上です。

○1番（瀧口義雄君） 続けてお願いします。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 住民から提訴された例はあるかというご質問でございますが、資料の残ります昭和52年ころ以降、町が当事者となる訴訟につきましては7件ございました。こ

のうち、平成に入りましてからは、平成2年に初めの応訴から控訴審まで約10年間続いた町有地の明け渡し事件の和解の成立が1件ございました。

このほか、7年から8年におきまして、町道2路線の廃止につきまして、複数の住民の方々から提訴を受けた事件がございました。こちらの件につきましては、平成9年に取り下げられ、訴訟は終了しておるといような状況でございます。

○1番（瀧口義雄君） 7と8をお願いしたいんですけども。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 天の守開発計画でございますが、てんまつを申し上げますとよろしいでしょうか。

○1番（瀧口義雄君） そうですね。

○企画財政課長（田邊義博君） リゾート開発事業の天の守開発計画でございますが、町は地域活性化を推進する目的で平成3年8月12日に町有地12区で7万2,464平米を15億円で開発企業へ売却しましたが、その後のバブルの崩壊による景気低迷から、開発自体が進まなくなりました。このため、平成13年度から天の守開発における財産保全の町長諮問機関として町議会議員さんと町職員で構成する検討委員会を設置いたしまして、顧問弁護士や当事者である開発企業の出席のもと、契約の履行を求めて協議をいたしました。

その際、状況によっては土地の返還を求める訴訟に入る体制を整えるため、平成13年12月議会にて、訴えの提起の議決をいただいた上で、引き続き開発企業との協議を行いましたが、状況は好転せず、町としてもこれ以上時間をかけることは損失につながるとの判断から、和解により土地の返還、保全措置に要した費用及び賠償金の支払いを受けたものでございます。

新町400……。

○1番（瀧口義雄君） いや、ちょっと課長、賠償金は30億円はもらっておりませんけれども。

○企画財政課長（田邊義博君） はい。

○1番（瀧口義雄君） はいじゃないんです。賠償金という形を言いましたけれども、町は30億円と。要するに、企業が状態が悪くなったときに、これ顧問弁護士がつくったものです。いいときだったら、当然そういうものは必要ないんでしょうけれども、そういう状況の中でも契約事項ですから。30億円はもらっておりませんよ。

和解の内容が一部変更されているということ。土地等買いました、土地。あるいは経費はいただいておりますけれども、30億円は契約上そうっておりますけれども、もらっておりませんよ。今、あなたは賠償金という言い方をしましたけれども。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 30億円はもらいませんでした。400万円いただいております。承知しております。

○1番（瀧口義雄君） それは手数料。賠償金なら30億円を400万円にまけたという話は聞いておりませんよ。それ、賠償金ですか。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） その点、ちょっと確認させていただきたいと思います。

○1番（瀧口義雄君） じゃ、ちょっと休憩してください。

○議長（大地達夫君） 暫時休憩いたします。

○1番（瀧口義雄君） それともう一点、先ほどの答弁の中で、排水管の件ですけれども、前の答弁だと、それは使用していないという言い方したけれども、今、流れて使っているという言い方しましたけれども、どちらが正しいのでしょうか。それも後で結構です。そういう言い方をしたよね。

○議長（大地達夫君） 暫時休憩いたします。

（午前10時08分）

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

（午前10時29分）

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 貴重な時間をいただきまして、申しわけございませんでした。

先ほどの400万円の件でございますが、平成14年2月9日の臨時会の議事録によりますと、町が今回の保全関係に要した事務経費として400万円を損害賠償として支払うこととされております。

また、排水管が活着しているのか、死んでいるのかというようなお話でございましたが、現在は活着しております。

○1番（瀧口義雄君） さっきの件ですけれども、違約金、それはどうなっておりますか。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 契約書上の損害賠償金の30億円につきましては、こちらはいただいております。

○1番（瀧口義雄君） それは免除したということですね。

○企画財政課長（田邊義博君） はい。

○1番（瀧口義雄君） あと新町の住宅移転のことにに関して。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 新町426番地1の町有地と住宅移転の件でございますが、昭和43年に自己所有地に町有地が越境しているというような申し立てがございまして、申し立てにより行った確認も含めた境界調査によって、昭和6年から町が町民に貸し付けている町有地の一部が越境していることが事実であることが判明したので、代替地案の提示など解決に向けた協議を重ねましたが、申立者及び町有地賃借人の了承が得られず、長年の懸案となっております。

顧問弁護士も含め協議を進める中で、平成14年に境界が確定したことから、越境している町有地賃借人に移転いただくよう交渉を行いまして、平成19年によく内諾をいただきました。

なお、移転につきましては、顧問弁護士や千葉県移転補償担当係の指導を仰ぎ、翌平成20年度に家屋移転補償費用1,183万9,000円を支払い、移転をしていただいたものでございます。

○1番（瀧口義雄君） ありがとうございます。

そういう中で、こういう例もあると。30億円も放棄しても裁判やらなかったと。これも土地の所有に関する問題で、顧問弁護士を入れて話し合いを応じていったと。で、話し合いができた。その際も町としては、境界の独自の測量はしていないという事実です。相手はやっておりますけれども、町としての測量の義務を果たしていないと。それでも和解に応じた。で、この責任は全くうやむやで、誰がとったかもわからないと。ない土地を貸していたという行政上の事務手続のミスがあったと。それで誰も責任とらないと。そういう町です。それでも裁判という形ではなくて、弁護士、あるいは指導を仰いで和解していったと。

同じような年代の話じゃないですか。46年、43年と。長い懸案のものは、やっぱり相手も言い分、町もそれなりの町有財産を使うという形の中で問題があると思うんですけども、これで弁護士同士、和解に向けての協議をすべきだったと、こういう事例は30億円まで放棄しているんです。

これは本来なら裁判で、顧問弁護士がつくった契約事項ですから、争うべき事案です。それでもしなかったという事例があるということを紹介して、あと1点、そういう形にはなりませんでしたが、専決で行おうとしたということですので、この専決の事案は、添付書類はありますように、要するに議長が議会を開かなかったとか、開けなかったとか、町長が要

請しなかったとか、また議員が集まらなかったとか、そういう事案で、裁判ということを挙げていますけれども、裁判は当たらないと。緊急事態という形のものでもなかったと。3月24日に書類が届いておるんですから。全くそれには該当しないと、濫用は避けていただきたいという警告でございます。

続きます、2番目です。行政事務手続と執行。

御宿町海岸利活用業務委託、臨時会で否決されておりますけれども、多くの問題があり、検証すべきと考えております。

利活用計画の構想について。また、入札に関して。指名競争入札、業者の選定。予算の費用の見積もりをとった業者が落札業者となった件について。特記仕様について。工事設計額について。海岸利活用委員会の運営について。加速金の申請について。否決と一時不歳入について。契約と支払いについて。

ということですが、まずブルーフラッグですが、日本で最初という話がありましたけれども、福井県で取ったのを課長ご存知ですか。それと鎌倉が暫定で承認を得たということはご存知ですか。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 存じております。

○1番（瀧口義雄君） どのぐらいの経費かかっているか存じ上げていますか。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 詳細な経費につきましては、理解しておりません。

○1番（瀧口義雄君） 大変あそこは財政的に豊かなところで、電源三法という形の中で豊富な財源があつて、それと完全下水道と。都市下水が整備されているということで、御宿の場合は、この後、議案にのってきますけれども、汚水適正化計画。都市下水をもう諦めたという中で、当面の間、浄化槽でいくと。浄化槽でいったら、そのままいって都市下水はできないという方向でありますので、河川の汚濁、これについては今後違った形でやっていかなきゃならないのかなと。これは汚水適正化のところでお話ししますけれども。

そういう中で、まず課長の答弁の中で、次回に回すという答弁をしておるのがあるんです。審査です。資格です。指名の中の8者の中で、御宿町に参加届を出しておるのと千葉県に支社、営業所があるということは理解しております。そういう中で、実績は今手元にございませんで、後でお渡しするような形になりますと、ちょうど80日待ちましたけれども来ませんでした。この実績について、ご答弁ください。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） ただいまの質問で、3月に入札審査会についてのご質問にはお答えして、8者選定しましたよということで、ご説明しております。その中で、8者を選んだ実績につきましては、私のほうで、前に実績を見ておりますということでご報告していると思いますので、その件につきましては、1者ずつ、ちょっとご披露させていただきたいと思いません。

朝日航洋株式会社千葉支店といたしましては、主な計画でございますが、木更津市の都市計画マスタープランの策定業務と神奈川県寒川町で寒川町緑の基本計画見直し業務委託、茨城県美浦村で美浦村耐震改修促進計画策定業務等が、主なものが入っております。

次に、アジア航測株式会社につきましては、都市計画の中では旭市の総合計画後期基本計画策定支援業務と船橋市の緑の基本計画調査業務、町づくりの計画といたしましては、神奈川県逗子市の平成24年度の街区公園施設長寿命化計画策定業務、千葉県長柄町の長柄町耐震改修促進計画改修業務でございます。

共和コンサルタントにつきましては、都市計画の関係ですが、千葉県の千葉市自転車等駐車対策に関する総合計画改定版作成、町づくりの計画といたしましては、御宿町の人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略策定に係る調査、東京都の日野市で空き家等対策計画素案策定支援及び所有者意向調査でございます。

国際航業につきましては……。

○1番（瀧口義雄君） 国際航業は結構です。

○産業観光課長（吉野信次君） よろしいですか。はい。

三和航測につきましては、都市計画につきましては、富津市の都市計画マスタープラン見直し業務、町づくりにつきましては、愛媛県の内子町公園施設長寿命化計画策定業務委託、北海道の余市町の余市町公共施設等総合管理計画策定支援業務でございます。

昭和株式会社につきましては、千葉県の松戸市、松戸市立適正化計画検討調査業務、御宿町の都市計画基礎調査業務委託、町づくり計画につきましては、成田市のスポーツまちづくり推進調査業務、君津市の小糸川左岸地域整備推進業務委託でございます。

ちばぎん総合研究所につきましては、町づくり計画といたしまして、一宮サーフォノミクス調査業務、千葉市の千葉駅周辺活性化グランドデザイン策定業務、多古町の多古町成田国際空港東側地域戦略構想策定業務でございます。

株式会社パスコにつきましては、都市計画といたしまして、千葉県の栄町、栄町都市計画マ

スタープラン策定業務委託、町づくり計画といたしましては、愛知県知多郡東浦町の町づくり計画策定業務、睦沢町総合戦略策定支援業務でございます。

主なものでございますが、以上でございます。

○1番（瀧口義雄君） 企画財政課長、御宿町で設計とコンサルをやっておって届け出をしている企業は何社あるんですか。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 建築設計コンサルタントでございますが、指名参加願は91件出ております。

○1番（瀧口義雄君） ありがとうございます。

課長、91件ある中でどうやって選定したのかということなんです。基準があって、例えば資本金が何億円以上、事業費が、例えば県ならAランク、A、B、C、Dありますよね。点々がついているものもあります。どうやって選定したんですか。91者あるということです。91者の中から8者選んだと、その選定基準を聞いているんです。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） これにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、3月議会で指名競争入札、業者の選定についてということでご回答いたしまして、設計金額が1,000万円以上の指名競争入札につきましては8者をまず指名いたしますので、初めに町入札参加業者の調査業務に登録している業者33者を計画策定業務ができる業者として選定いたしております。

次に、委託期間が短期間であることによる技術者の登録数の多い事業者、連絡を密にする必要があるため、千葉県内に本社、支店、営業所、事務所がある業者を33者から17者に選定いたしまして、最後に道路、橋梁などの建築系、水、下水、水質などの環境系、防災系の計画策定を中心に計画を策定している事業者を除き、地域計画、都市計画の策定ができる業者17者から8者を選定したものでございまして、その8者につきましては、先ほど申し上げました実績があったということで私が選定しておるところでございます。

○1番（瀧口義雄君） 企画課長、91者の中で千葉県に支社が、営業所があるというのは37者ですか。事前に言ってあったと思うんですけども。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） ちょうど指名参加願の切りかえでございまして、私が調べの、91件というのは今使っているもので、そのうちの県内は72件。

○1番（瀧口義雄君） 今じゃなくて、この入札は去年ですから。そうですね。で、何者なんですか。

○企画財政課長（田邊義博君） 去年の数字は持ってまいりませんでしたので、また改めてご報告いたします。

○1番（瀧口義雄君） だって、改めてって議会終わっちゃいますよ。

71者ということの中で、実績があって、そういう都市計画、コンサル業務をやっているのがそれだけあるということで、選定基準は見えないんです。資本金とか実績とか技術者とか、それは大体同じだと思うんですけども。何で選んだんだと。僕は御宿の実績かと思った、千葉県の実績かと思った。全国の業者の営業しているという話ですから全く話が違って、根拠はないじゃないですか。

そういう中で、まず選定基準が見えないんです。どこで切ったかと。例えばAランク、Bランク、Cランクあります。それで切ったのかどうかという話。実績を挙げましたけれども、まだ71者の中にそれ以上やっている実績もあるし、技術者いるところもある。それが判明していない。不透明です。

そういう中で町長、謝金、旅費の件ありましたね。町長は、私には答弁をホールディングしてまで、検討してという、貝塚議員の質問には、業者が払ったような話をしていますけれども、どうして今まで委員会設置に関しては、要綱、お金払うときです。入れてありますけれども、何で今回だけ業者に支払わせたのかと。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） このたびは、業者の方が各委員に払っておる現状にありますけれども、設計書の中は、知識経験者としての2名の予算を入れて謝金としてお支払いをお願いしたと。業者がお支払いすることについて、町が強要したとかお願いしたとかという経緯はございません。

○1番（瀧口義雄君） そういうことは言っていません。

ただ、ご案内のとおり、これは添付してありますけれども、町の指示書でございます。町が払えと言っているんです。契約ですから。特記仕様に入っているんです。

強要とかそういうんじゃないで、これは契約すれば自動的に払わなきゃいけない。勘違いしています。見ていないんじゃないですか。委員にも払っております、3,000円。議員の2人には払っていないということで、これはよかったと思っておりますけれども。これは町長のはんこを押した指示書です。答弁がおかしいんです。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 町が委員に謝金をお支払いしなさいという今、仕様書ですか。
（瀧口議員「旅費ね」と呼ぶ）

○町長（石田義廣君） 入っていないと思います。

○1番（瀧口義雄君） 議長。添付書類を見ていただきたいのと、もう一つお願いは、ちょっと次に入りますけれども、1冊2万5,000円の報告書を見せていただくことはできないでしょうか。これはお願いです。

2万5,000円の本なんて、私は画集でも写真集でも見たことがない。これは廃案になった。契約は31日まで延長してある。検品をいつしたのかと。何でこれを断らなかったのかと。契約で2万5,000円という指示は、どういう2万5,000円の本なのかと。75万ですよ。僕らはコピーのやつで、500円のやつで充分です。町でつくってもらおうと。2万5,000円の本を、神棚にでも仏様にでも飾るんですか。どういう価値観を持って、どういう利用方法があって2万5,000円の指示を出したのか。この2点。

議長、その前に現物を見せていただくことはできないでしょうか。

○議長（大地達夫君） 今その件に関して答弁。今、吉野産業観光課長から説明があります、現物も含めて。

○産業観光課長（吉野信次君） 先に設計書の直接経費、印刷製本費の一部2万5,000円のお話ということでお話を先にさせていただきます。

今回の委託事業での製本数は30冊でございます。設計業務等の標準積算基準書に記載されております直接経費、積み上げ計上分以外の専門業に外注する設計経費を見込んでおるところでございます。

外注ということで、委託業者の中でできないものは外注に出すということで、その費用がここに載っております。これにつきましては、参考見積もりを参考に設計書を作成しております、印刷所の人件費を含めた印刷製本費ということで外部発注の金額がそのまま載っているものでございまして、人件費まで含めたものが2万5,000円を1冊当たり2万5,000円ということで計上されているというところでございます。

現物につきましては、これですので。

○1番（瀧口義雄君） ちょっとそれは後で見せてもらいたいんですけども、2万5,000円の。

というのは、見積もりを8月にとっておりますね。それを全部丸のみしたんですか。国に申

請する。2,199万6,000円、2,200万円。あなたが精査したんですか。丸のみですか。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 参考見積もりですので、設計をする上では参考にさせていただきましたので、それはそのまま使っております。

○1番（瀧口義雄君） 要するに、丸のみということですね。

ということは、そのままそっくり出て修正した箇所はないんですね。修正した箇所があったら添付してありますけれども、どこを修正したのか。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 当初にご説明しておりますが、参考見積もりの中で今回の海岸利活用に含まれていないものも一緒に参考見積もりをしておるんです。その部分については、ここからは抜いておりますので、参考見積もりからは抜いていると。海岸利活用に入っている部分については参考にさせていただいておりますので、設計の中には含まれております。

○1番（瀧口義雄君） ということは、利活用関係については、そっくりそのままそっくりなんですね。抜いた部分はないということですね。

ということは、その業者が入れば当然落札するじゃないですか。丸のみでしょう。こんなひどい、精査も何もないと。出来レースじゃないですか。

入札の結果は添付してありますけれども、予定価格でぴったりなのは、ぴったりというのはラインを下っているのは1者だけです。予算はみんな計上されています。計上というのは公表されています、2,200万円というのは誰でも知っております。そういう中で、実施設計は幾らなんですか。工事設計費です。2,199万6,000円ですか。そっくり企業が出したのと同じじゃないですか。何やっているんですか。

それなら聞きますけれども、2万2,000円の話もありますけれども、この添付書類を見てください。これは何に当たるんですか。人件費はわかります。その他原価4,160万何がし、一般管理費706万円、大体この2つで1,122万円。50%です。この内訳を言ってください。

町長、後で答弁してください。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） この間接経費のところを見ていただくと、その他原価というものとは一般管理費等ということでアルファ、ベータの掛け率ございますが、これにつきまして、3月の臨時議会でご説明したと思っておりますが、国土交通省の大臣官房の技術調査課が出しております設計業務等標準積算基準書というものがございまして、これに沿って設計をしていくと、

この間接経費というものがこの業務委託の中に入ってくる。この計算式がこれに示されておりまして、これのとおり計算をされているものでございます。

○1番（瀧口義雄君） それは、前回私が言いましたけれども、要するに、その方程式みたいなのでやったと。予算はこれだけだから、こういくと。それは先方がつくってきたのと全く同じだということですから、あなたは否定しなかったから。そういう中で、じゃ、原価とは何ですか。その他原価。それだけ聞きたい。

それと、さっきの本のやつ。議長、見せていただきたい、皆さんに。何で2万5,000円の本が必要で、廃案になった議案でどう利用するんですか。私たちはコピーがありますから、それで充分です。議員にくれるとは聞いていないですけれども。何で2万5,000円のをそっくり。検品もしたと思うんですけれども、議決後に。そんなひどい話はないんじゃないんですか。それをどうやって利用しようとしているんですか。

それだって精査できるわけでしょう、予算を執行するときに。全然そういう形で内部協議もしていないじゃないですか。だから、旅費なんか出ていっちゃうんです。今まで御宿町の、町が設置した委員会で業者が金払ったことなんかねえです。あるのなら言ってください。何でこんなことをやったのかと。それははっきり言って、じゃぶじゃぶ来た金だからです。だぶついている金だからです。普通は、それだけ見積もりとれば、その業者を外するのが普通じゃないですか。入札調書を見ればわかるじゃないですか。あとはみんな上です。あなたが言った基準は挙げたけど、ほかの基準は挙げていないじゃないですか。ほかの71者。その基準をあなたは調べたんですか。僕は調べていないと思っています。

技術者、確かに国際航業は大手でございます。それについては何も言いません。ただ、入札業者の選定がおかしいんです。選定基準を言えないじゃないですか、あなた。31者、検討したんでしょう。検討した評価を出してください。出すと言ったじゃないですか。だから、80日待っていました。町長も——ねえ、読み上げましょうか、貝塚議員に答弁した話。全く関知せずの話をしていますよ。いいですか。

「そうすると、これが正しいのか正しくないのか、これによって、もしも正しくないという場合には、この計画に対して賛成、反対どちらにしても、私たちは町民から厳しい批判を受けるということになる。私は感じているんです。それについて、どうしてもこれ……後でいいんですけれども、こういう部分があると、もう一度確認をしてください。」

町長、これ貝塚議員ですけれども、「理解としては、この事業体といたしますか、会社につきまして、こういう委託業務を受けることが初めてではないと思うんですが、一般的に言っ

ということです。このようなことがかつてもなされていたのかと推測できるんですが、そういう判断をどのように今回するのか。今回初めてかも、ちょっと確認しなきゃわからない」と。

そうじゃないんです。これは町長が指示出しているんです。特記仕様で。添付してありますから。今見ても困りますよ、町長。自分が契約するときに、特記仕様を出しているんです。あなたの指示です。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 特記仕様のどこに書いてありますか。

○1番（瀧口義雄君） 添付書類。契約書に対する添付書類です。御宿町利活用計画設計書内訳。これは情報公開でもらったやつですから。これは、課長が言ったように町が出したものですから。企業が出したものではありませんので。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 旅費のところを指摘ということでしょうか。

○1番（瀧口義雄君） 旅費と原価と——一般管理費はかかると思うんですけども、これは50%超えているんです。人件費は明細が出ているからわかるんです。それは、もうそっくりそのまま写したと言うんですから、企業の言いなりだと思うんですけども、何で2万5,000円もかかるかという、その内訳を出してください。

普通、そういう本は、報告書は2万5,000円ではもらわないです。幾ら何だってね。それで廃案になった場合は、否決になった場合は、検品のときに断るよ。これはどうやって利用して、どうやって、この価値観を見出すんですか。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 旅費の部分の3,000円については、これはコンサルタントが町に来るための交通費が3,000円です。

○1番（瀧口義雄君） いや、そうじゃない。課長、委員に出ている話です。

○産業観光課長（吉野信次君） 委員に出ているのは、この設計書の中には含まれていないんです。先ほど町長がお話ししたとおりで、委員の費用はこの設計では見ておりませんので、入っておりません。

○1番（瀧口義雄君） 会社からもらっていますよ。それと、学識にも、1名しかいなかったけれども、10万何がし払っていると。2万5,000円の指示が出ている中で——あっ、2万5,000円かな。それはおかしいじゃないですか。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 委員の交通費という部分の、学識の2人につきましては、千葉工業大学の先生と……

（瀧口議員「個人名は言わなくて結構です」と呼ぶ）

○産業観光課長（吉野信次君） 先生と関西国際大学の先生、お二人について、今回の海岸利活用計画の中で、特別な知識、見識を得ることに対する対価として今回お支払いをしておりますので、当初予定しておりましたとおり2名分を出しているところでございます。

○1番（瀧口義雄君） いや、それはね、あなた答弁中かもしれないけれども、対価とは書いてないよ。それと委員にも謝金でちゃんと払われています。ちゃんと書いてあるじゃないですか、ここへ。何で、彼は委員長です。委員です。それは関西国際大学か何かわからないけれども、それは企業が、ねえ。町の設置委員という話をしているから、それは企業がどう頼もうと、それは企業のお金ですから結構ですけども、私の言っているのは、町が設置した委員に企業からお金が出ているということを私は問題にしているんです。それと、さっき言った原価と、それと報告書。

議長、ちょっと報告書をお願いしたいんですけども。

○議長（大地達夫君） 今見ますか。

○1番（瀧口義雄君） できれば。

○議長（大地達夫君） 一旦休憩します。

（午前11時05分）

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

（午前11時31分）

○議長（大地達夫君） 瀧口議員。

○1番（瀧口義雄君） まず、この2万5,000円の本、否決になったときに、その後契約が延長してありますから、なぜ検品のときに要らないと言わなかったんですか。町長は、素晴らしいものだから全額払うと言いました。これが2万5,000円の本、75万円、価値あると思いますか。私たちはコピーで充分です。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） お言葉ですが、価値があると思います。素晴らしい作品をつくっていただいたと、成果品をつくっていただいたと。

前にも申し上げましたけれども、これにつきましては計画策定に関して委託をいたしまして、その成果品ができた。契約行為に基づいて成果品をつくっていただきました。そういうことで、きちんと委託金額についてはお支払いをさせていただいたと。

しかし、今後、この立派にできた作品を、成果品をどのように活用していくかは、これからしっかりと検討していかなくてはならないと。そのような意味で、ちょっと関連といいますか、お答えになりますけれども、昨日の議会でも申し上げましたけれども、海岸の利活用というのは非常に観光振興の上で大きな課題ですから、どうかこれから皆様方のご指示、ご意見をいただきながら、この事業を進めてまいりたいと考えております。

それと、1つお答えを申し上げますが、今までずっとご質問をいただいておりますが、このたびの委員会の設置、あるいは入札の執行に関して反省すべき点、また改善すべき点はあったと思います。先の臨時議会におきまして、貝塚議員さんへのお答えとなりますが、今回の、このたびの対応措置に関して違法な点はなかったということだけは申し上げさせていただきたいと思っております。

○1番（瀧口義雄君） 議長、いいですか。

○議長（大地達夫君） はい。

○1番（瀧口義雄君） それは、昨日やめた人の答弁とそっくりじゃないですか。違法はなかったけれども不適切だと。何度も聞いております。私も何度も同じような言い方しております。廃案になったものをまだ生かしていくと。これは全く違う形の活用ならあり得ると思うけれども、この計画書自体は廃案になったんです。

何度も同じことを言っています。謝金の答弁も出ておりません。なぜ今まで設置要綱でやっていたものをなくて業者に支払わせたのかと。特に千葉工大とは包括協定を結んで、木原課長は一切町の金はおかかりませんと。これは業者の金ですから、町の金ではないですけれども、そういう町は委員会の設置はした記憶はございません。全く業者丸投げの、原価だって計算式で出ただけであって、全くじゃぶじゃぶの金の使い方じゃないですか。全く精査していない。

謝金の話だって、報酬、旅費ですか。それだって全くない。入札だって、入札選定の話に戻しますけれども、31者の選定基準を教えてください。どういう基準で31者の中から選んだんだと。わかりますよ。実績挙げて言いましたから。実績で31者、評価したんでしょから、評価基準を教えてください。資本金が幾らで、技術者が幾らいて、事業実績がA、B、C、Dランクと、そういう中で、できる事業という中で31者の評価を教えてください。

議長、時間がない。休憩してください。

31者の中から9者選んだんだから、9者選んだ、31者の序列を言ってください。きのうは貝塚議員は、日本語が余りできがよくなかったから落ちたと。だから、31者の中で、これを選んだ基準があるわけだから言ってください。

それと、あなたははっきりと全部丸投げ、丸投げというか、丸のみだということは、もう言ってしまったからしょうがないんだよ。

○議長（大地達夫君） 暫時休憩します。

（午前11時37分）

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

（午前11時49分）

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 貴重なお時間をいただきまして、申しわけありませんでした。

業者の選定につきましては、先ほどから申し上げているとおりで、当初の33者から17者、17者から8者ということで、内容につきましては、技術者の登録者数の多い事業者、県内に本社や支店、営業所、事務所等があるものと建設系、環境系、防災系を抜いて8者が絞られているわけですが、先ほど町長も申し上げましたとおり、私のほうでも充分精査したつもりではございますが、今後またこういう事業をする場合には充分な精査をしてみたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

○1番（瀧口義雄君） わかりましたけれども、結局は選定基準が示されなかったと、そう理解しております。それと、謝金についても答弁がございません。あと間接費、これも掛けるアルファ、ベータという中で精査がされておられません。謝金に対しては、設置要綱ないんです。今までの例を変えたと。大変言葉は悪いんですけども、いかがわしい入札だと。それと、仕様書の第2条が全く欠落しているんですけども、それはどういうことですか。それは調べておいてください。

報告書の2万5,000円は幾ら何でもひどいです。それは、私は、これはもらうのを拒否しますよ。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 特記仕様書の第2条の法律関係の部分につきましては、報告書の中では報告されておりますので、これもチェックしてございますので、成果品として町と

しては認めたものの中に、この関係は確認をしておるところでございます。

○1番（瀧口義雄君） 委員会に提出したものの中に入っているんですか。私が言っているように結構ありましたよね。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 報告書の中には、その部分の特記して書くものはないんですけれども、それも含めてこの計画ができていますよというのがこの成果品でございまして、それを精査していますよというものが報告書の中にはとじられているというところがございますので、それは成果品として町は受け取ったものとして認めておる書類ということでございます。

○1番（瀧口義雄君） いや、全然協議していなかったよ。報告書にも、僕らは第3回のしかもらっていないけれども、報告書の中に協議したというものは入っているんですか。僕は協議した記憶は、僕は3回とも出ていますけれども、全くないよ。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） この特記仕様書の法律関係につきまして、委員会の中でこれについて特別話し合うということはありませんので、これをもとに計画が成り立って、この計画がどういう方向性の方針になっているかというものを委員会にかけておりますので、これについて製本されたこのものの中にないという話ではなくて、その過程を報告書の中でうちのほうは確認しておりますので、これについては成果品ということで認めております。

○1番（瀧口義雄君） 二種規定、保安林、漁業権、明記していないじゃないですか。県職員が来ても協議していないじゃないですか。意見も求めていないじゃないですか。それでは委員会の必要ないじゃないですか。はっきり言えば、第1回の委員会は、委員会の構成の説明だけで終わって、もう2回目の前に国に申請してあるじゃないですか。この報告書もそっくり同じだと、第3回のね。多少文言の修正は、見ていないけれども、あると思うんですけれども。業者がそっくりそのまま出したもので、委員会の協議の過程なんかないじゃないですか。国に申請したと言っていて、全くそういう話じゃない。

謝金を答弁してください。謝金について。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 先に、委員の指摘ということのお話をさせていただきますと、第2回の中で、委員会の中では夷隅土木事務所の職員は参加していて、意見はなかったんですけれども、終わってから護岸に関しての意見をいただきまして、その部分は3回目の資料の中では修正がかかっております。なので、県の職員は、そこの場で話す以外にも、指摘事項とい

うのを、代表の方出てきておりますので、担当者も確認した中で町のほうに意見を返してきていただいておりますので、それも含めてこの計画の中には網羅されているというところがございます。

○1番（瀧口義雄君） 謝金。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 先ほど申し上げましたけれども、講師2名に関する謝金は設計書の中に盛り込まれております。

講師の方2名に関する……。

○1番（瀧口義雄君） 講師2名は誰ですか。

○町長（石田義廣君） 先ほど申し上げました千葉工業大学の副学長と、もう一方の2名でいらっしゃいます。

○1番（瀧口義雄君） もう一人は。

○町長（石田義廣君） もう一方は、先ほど申し上げました関西国際大学……。

○1番（瀧口義雄君） それは委員じゃないです。

私は委員会に、設置の委員会に対して言っているわけで、企業がどこに委託しようと、それは企業の裁量範囲です。私の言っているのは御宿町の話の中で、御宿町が設置した委員会に対して、今までは要綱の中に委員会報酬が入っていたわけ。それが入っていないで業者が出した、これが問題だと言っているんです。勘違いしています。業者が関西大学云々に頼もうと、どこかの企業に頼もうと、それは会社の裁量内です。私の言っているのは、町の設置したものに対して、町の費用じゃなくて業者の金で払っていると。それを町が認めているんなら、今後そうするのかと。前に言ったような教科書選定と同じになっちゃいますよ、こんなことをやっていたら。

それともう一つ。もうはっきりと丸のみしちゃったと。業者の選定だって、もう言えない状態。基準がないからです。その先は確認とらないから言わないですけども、全く正常な入札業務をやっていないんです。また選定もしていないんです。普通……じゃ、とりあえず委員の報酬について。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 設計書の中に2名の方の謝金の内容が入っておりますけれども、今ご指摘のように、今まで町が設置した委員会で報償を出した委員会と出さない委員会があったと思っております。この点は、先ほど申し上げましたけれども、今後改善すべき点である。しっ

かりと精査してやらなくてははいけないと考えております。各委員の皆様方への謝金が出ていますけれども、これは町がそうさせたとか、そういうことではありませんので、業者の方々がご自身のご判断で委員の皆様との合意の上、そうなったと理解しております。

○1番（瀧口義雄君） そのほうが問題じゃないんですか。町が設置した業者に、委員会に業者が金を払っていると。私は、そっちのほうが問題が出てくると思います。ちょうど教科書選定と同じ、それを町がよしとしたという話です。じゃ、丸抱えで、金額幾ら払おうと向こうの勝手だと。そんな委員会を町が認めるんですか。町長、今それを言っているんです。業者が払ったと。確かに載っていない。こんな委員会で正常に運営できるんですか。全く、それは問題です。関西国際大学の教授に払おうと、それは業者が調査を依頼したんですから、それはいいんです。私の言っているのは、町がつくった委員会に業者が金払っていると。これでいいのかと。何で今回そうしたのかと。これは全部丸のみだからです。何も精査していないんです。町長も知らなかった。———という言葉はよくないかもしれない。全くそのとおりです。

だから委員会の報酬も——報償ですか、もそう。入札も基準も全部、丸のみです。これじゃ、落とすの当たり前じゃないですか。業者選定もそうだと。そんなのは正常な入札業務かい。反論があるんなら言ってみなさい。業者から見積もりが全部そっくり出ている。業者選定も答えられない。謝金もそう。何やっているんですか。会社に払わすことを認めると。委員会の正当性、そんなものなくなっちゃいました。それは町長は認めているんですよ。

時間がないからもう一点。メキシコ記念公園の整備計画について載っていますけれども、これは随契に値しないということ1点と、それと中央大学の報告書には、今の福祉の基準に適合させるのは大変困難だという、ちゃんと書いてあります。やっぱり大学です。

もう一点は、あずまや、あれは宗教的なものだから整備しないほうがいいと、その後で一項入っていますけれども。そういうことで、報告書がそれを意図的に削除してある。高齢者がバリアフリー化の中で、それはできないということをちゃんと大学は書いてあります。大変困難だと。それをあなたたちは一項も入れていない。

議長、途中ですけれども、これで終わりにします。

（「答弁は要らないですか」と呼ぶ者あり）

○1番（瀧口義雄君） 答弁できない。インチキしましたということは言えないでしょう。答弁は結構です。

○議長（大地達夫君） いいですか。

○1番（瀧口義雄君） いいです。時間ですから。

ありがとうございました。

○議長（大地達夫君） 以上で1番、瀧口義雄君の一般質問を終了します。

ここで休憩いたします。

1時15分再開いたします。

（午後12時02分）

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を始めます。

（午後 1時18分）

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君から発言を求められております。

発言を許可します。

○1番（瀧口義雄君） ありがとうございます。1番、瀧口です。

先ほどの一般質問で不適切な5文字がありましたので、議長、削除していただければと思っています。

○議長（大地達夫君） ただいま瀧口義雄君から発言がありました不適切な表現ということに関しまして、議長としても認めるということにいたしましたので、これを削除いたします。ご了承願います。

それでは、一般質問を続けます。

◇ 石 井 芳 清 君

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君、登壇の上、ご質問願います。

（10番 石井芳清君 登壇）

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

それでは、質問に従いまして一般質問を行わせていただきます。

御宿町にとって地方創生とは何か。

3月議会で海岸利活用計画の否決を初め、農業と漁業分野の交付金が返上されました。地方創生という言葉に踊らされることなく、いま一度本来の町づくりについて考える機会とすべきではないかと考えるものであります。

町づくりとは何か、どんな町づくりを目指すのかということでもあります。

この間、さまざまところで、この御宿町について議論がされてまいりました。特に、この

1年余は地方創生という形で改めて議論をしてきたところでございます。特に、きのうも一般質問などでも議論が闘われましたが、定住含めまして、どうした町を目指すのかということが議論になったわけでありましてけれども、私、御宿に越してこられた方々といろいろなお話をする機会があります。そのときに、なぜ御宿を選んだのですかと、こういうようなお話をさせていただきました。大体異口同音にお話をされるのが、御宿町って光が違うんですよと。今日はちょっとシャッターもあって、カーテンもあって光は入っていないんですけども。それから、空気です。御宿町は空気がいいですよというお話をされます。

しかも、非常にコンパクトなところで、昔、私の子どものころは、例えば、御宿によそから来るには必ずトンネルを通過して来なきゃいけなかったんです。私の住む布施の地域からこちらに来るときには、残念ながら今は切り通しになってしまいましたのでトンネルはなくなったんですけども、いわゆる国道、北から南に、大原方面から御宿に入って来る。すると、トンネルがあると。勝浦からも当然トンネルがあると。もう一方は、うちのほうから、要するに大多喜方面からですか、西のほうから入ってくるにしてもトンネルがあると。

その後に御宿台とかいろんなところができたりなんかして、その後は変わってきたんですけども、それまでは小説なんかにもありますけれども、トンネルを抜けるとそこは御宿だったということで、御宿町というのは非常にコンパクトで閉ざされていて、しかも海あり山あり、それは、きのうも町長がこのすばらしい御宿町ということでお話をいただいたところでありましてけれども、それは全く私たちも同意するところであります。

そういうすばらしい御宿町ということだと思えるんですけども、じゃ、この間、御宿町はどういう町づくりをしてきたのかということもちょっと幾つか述べさせていただきたいと思うんですが、その前に、この地方創生です。国の地方創生の旗印のもとに、この1年間、短期間ですけれども、全国でさまざまな計画立案がされたと伺っております。

しかし、この用意ドンで一緒に出発していますので、そのときには、近隣、全国でどういう事業、計画が組まれるかというのは全くわからないんです。過去にさかのぼっての精査の中の町づくりになってきていると。これは御宿も同じだったと思うんです。

きのうも同じような話がありましたけれども、オセロを返すような話になるんじゃないかというような指摘もあったかと思っておりますけれども、結局、全体的には人口減っていく中で、じゃ、その、どこにどういうふうに行くのかって、減っていく中で人口の――まあ、極端に言う、取り合いになってしまうというところではないかなというふうに思います。

そういう中で、じゃ、それぞれの自治体で、みんなで力を合わせて汗かいて計画をつくった

というふうには思うんですけども、じゃ、それがどれほど実現できるのかなというところは、既に疑問の声が上がっているところでもあります。

また、先ほども契約事務について質疑もありましたけれども、多くのところで本町と同じような自治体、非常に短期間の中でひとつひとつ行ったので、どうしても粗いと申しましようか、やっぱり契約事務も含めてそういう疑念が出されているというお話も伺ったところでもあります。

歴史をひもとけば、地方分権一括法、これは2000年ですか、平成12年に施行され、地方は自らの意思で町づくりを進めるということになりました。財政的には、平成16年よりまちづくり交付金が創設をされました。これは、いわゆる横断的予算で、教育から産業、道路まで幅広く使えらると。いわゆる省庁横断予算という、こういう財政的な裏づけがされたというふうに理解をしております。

また、そうはいったって、これまで国・県の指示と申しましようか、計画をそのまま市町村はやっていけばよかったと思うんですけども、今度は自らの力で自らの町づくりを行いなさいよと、これが地方分権一括法の大きな中身だと私は理解をしております。

そういう中で、じゃ、人的にはということでワークショップなどへの専門家の派遣事業ですか、こうしたものがなされてきたんだというふうに理解をしております。

御宿町も平成18年から23年まで6年間、商工会を主体として、町なか、そしてまたそれが終わってから、これは都市計画課の事業採択だったと思いますけれども、中山間地域総合整備事業への委員会を中心に里山を起点とした町づくりのワークショップが行われました。これはちょうど町長が就任される直前ぐらいから始まって、町長就任されてから、里山の会議のほうにもよくお邪魔して、私も同席する機会がありました。

今日はここに3本、これは一番最初に行われた、これが3冊出ていますが、何回も議会でも紹介してございますけれども、御宿町活性化実行委員会ということで、初版が平成19年3月です。次が20年3月、次が21年3月だったと思います。

これ実は私は参加していません。これを見ますと、ここに当時の委員名簿がありますけれども、ここに中ほどですか、町長、当時は個人だった。石田義廣さんと、これは町長ご自身ですよね。中にもヤシだとか清掃だとかということで写真の中にも、今町長、あちこちに出ておりますけれども。

という形で、これは私がしゃべるよりも、町長から、これはどうだったかと本当はしゃべっていただいたほうが良いと思うんですけども。

御宿町は、当時はNPOですよね。設置に向けて、おんじゅくウェルネス計画報告書というのがなされて、このときに御宿町の地勢、先ほどちょっと冒頭で申し上げましたけれども、御宿の地勢、それから御宿がどうやってこう、今の——今と申しましょうか、当時の御宿をつくってきたのかと。観光だとか含めて、詳細にこの中で協議、検討されて、方向性が出されておったと思います。

これは、今で言うNPOの母体をつくるためのと申しましょうか、そこが結果的には1つありますし、もう一つは、つるし雛等がこの中から出てきたのかなというふうに思っております。

それから、もう一つは、先ほど紹介した、いわゆる中山間、私たちの里山を中心としたものです。これはたしか都市計画課事業ですよね、町長。これは非常に珍しい事業で、当初、担当のほうも里山でやってくれという話をして、なぜ——都市計画課ですから、ビルだとか橋だとか道路だとか、そういうものが基本的にはメインなんでしょうけれども、いや、そうはいつだって、都市の一部でしょうというお話をした中で私は採択を受けたんじゃないかなというふうに理解をしております。

私たちのほうの中山間のほうは、NPOというよりも、じゃ、その里山を今後事業化していく上において何が大切なのかということの中で、観光ですよね。観光という町づくりという視点の中で、農家その中にどうやってビジネスをつくっていくのかということが検証されてきたんじゃないかなというふうに思います。

そういう面では、こちらも非常に参考になるんですけども、観光そのものでは中山間で行ったワークショップの問題提起、そしてその解決策、またみんなが汗流した方策というのは、私は今見ても参考になるのではないかなというふうに思います。

そうしたものも含めて、やはり町づくりというのは、そういうふうに国・県からの事業をそのまま、これも大切な、今でも一要素ではあるわけでありましてけれども、やはり経営、マネジメント、ここが私は今本当に大事と申しましょうか、重要じゃないかなというふうに思っておりますし、そういう中で、今、本来だったら一様なサービスを、全国一様なサービスを提供すべきであろうとは思いますが、各なりわい、地勢だとか含めて、この地方分権一括法以降は、さまざまな自治体で、さまざまな方向性で取り組みがなされているということではないかなと思います。そういう面では、非常に大きな差が生まれつつあるのかなというのが私の実感でございます。

じゃ、その中で御宿町はどうであったかということ、御宿台は全国的に、今では散策ということとで当たり前になりましたけれども、御宿台、これはご承知のとおり、四者協定という中で、

それぞれの分野がそれぞれの専門的知見、知識を生かして事業化を行ったというふうに思っております。

それで、なかなかこの散策自体も全国で成功例は少ないんですけども、御宿は本当に成功した。特にここは3つの地域があったと思うんです。その地域で、いわゆる当時、A地区、B地区、C地区というふうに大きく言われておりましたけれども、C地区は結局的には白紙になったというふうに理解をしております。

そういう面では、この御宿台というのは、その後、今行政区もありますし、中でもさまざまな同好会というか、クラブ、こういうものもあった中で、本当に活発に自ら運営していると申しましょか、そういう状況じゃないかなと思いますし、これは中の住民の皆様もそうなんだろうとは思いますが、そういうふうに行政が育て上げてきたというふうに思っております。

それからもう一つは、今CCRCというのが話題になっておりますけれども、この御宿台にありますラビドール、ここはいわゆるターミナルケア、そこまできちんと保障した中で、医療、文化、食から全てのことを提供するというので、これもいろんな事例があるんでしょうけれども、御宿町はやっぱり粛々ときちんと運営されているということで、私もこれも成功例ではないかなというふうに思います。

それともう一つは、これは利活のときでもちょっと話題にはなりましたが、マリンリゾート構想です。一例を申し上げれば、この役場です。この役場の壁面というのは、たしかインド砂岩であったかと思います。ちょっと赤っぽいような、一番裾のところをカバーしたようです。

それから、この周りの、要するに通路と申しましょか、それから海岸に向けての一定のところは、これは鉄平石ですか。いわゆる自然石で歩道を形成していると。

それからヤシの並木です。こうしたものがマリンリゾート構想の、要するに役場としての方向性の中で、この役場の設計の趣旨と申しましょか、目標と申しましょか。それから、町づくりの目標。そういうものが示された中で、これはきのうも、それから3月も、ほかの議員からそういうお話もあったわけでありましてけれども、そういう形で御宿は町づくりを目標として、ひとつひとつつくってきたんだらうなと思うんです。

これは町長、そういうことも含めて継承されるということをお大卒では言われておりますし、それは異論のないところだらうなと思うんです。

それで、じゃ、今、今般どうかと申しますと、そうしたものを、そういうものというのは、

当時で言うと、私は非常に異色だったと思うんです。今で言うと、先ほど言った地方分権一括法の中で役場もさまざまな形。

それから、ちょっと後段でまたお話はしたいと思えますけれども、今回も話題になっております紫波町です。ここなども非常にさまざまな施策をしながら町づくりをしていると。今は官邸にもその取り組みが評価されて、報告をされているということだろうと思えます。

そうしたものを目指す、要するにこれからの御宿町、そういう面では本当に世界に誇る御宿町を目指して計画をつくって進めてきたと。これを今、現町政がどういうふうに評価をするのかということだと思えます。

ここできちんとその辺のことを議論をして、この間、議論したんですよ、このことは。約20年間、ほとんど。逆に言うと、その部分が、バブルが崩壊して、今でも負の遺産と申しましょるか、失われたトゥエンティとかって、20年とかというふうにも言われておりますけれども、日本だけですよ。

しかし、御宿町は、そういう非常に高いレベルの目標を、町づくりの目標を設定して、この役場をつくったと。繰り返しますけれどもね。

ということですので、じゃ、それを今後どうしていくのかと。町づくりの方向性として、それは1つ私はあったと思うんです、思いが。そのことが今、問われているんじゃないかなというふうに考えるわけです。

じゃ、それと含めて、財源的にもあるわけですがけれども、今後どうしていくのかということだと思えますけれども、まず、その部分で大きな町づくりの方向性、それからもう一つは町づくりの中で総合計画です。「笑顔と夢が膨らむまち」ということで総合計画で設定して、町長室の町長のページ、これも見させていただきましたけれども、そういう形でご挨拶文が載っておるかというふうに思うわけでありませう。

そうしたものを、じゃ、現実的にどうつくっていくのかと。きのう、今日も、この間、何回も言えますけれども、やっぱりこの議会から熱気と活気、笑顔、そういう議会にしていく必要があるんじゃないんですか。

それも含めて、まず私が今お話しした中で町長はどういうふうに思われるのか。また、もともと御宿町の町づくりにどういうふうにということで質問のほうはしてございますので、ご答弁あれば、いただければと思えます。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 石井議員さんから、ここ数十年といいましょうか、民間において、ま

たは行政において御宿町はすばらしい町づくりをしてきたんだと。1つの形として御宿台の第三セクターで開発された御宿台地区、またラビドール、そしてこの行政のマリンリゾート構想の象徴たる御宿町役場、非常に大きな流れといいますか、町づくりを先人の方々が、行政を預かる首長さんを初めとしまして、民間事業者の方々はやられてきたと。そういう1つの大きな流れを踏んで検証して、さあ、これからどういう町づくりをするのかということでございますが、そして今、地方創生のときを迎えているわけでございますが、私1つ感ずるのは、やはり今、石井議員さんからもございましたが、平成3年にバブルが崩壊しました。そういう中で、戦後、経済成長がずっと伸びてきた中で、経済が、バブルが崩壊したという中で、平成当初と今は約28年ですから四半世紀たっておるわけでございますけれども、振り返って御宿町の現状を見ましたときに、例えば財政の状況、簡単に言いますと、やはり大きな施設はなかなか今現状では無理です。そういう中で、いつも私は申し上げますけれども、やはり基本的にこの美しい自然という大きなベース、基盤がありますから、これにいろいろなアクセントといいますか、いろいろな事業を財政状況の中で勘案しながら進めていくと。こういう私は大きなスタンスにあるんじゃないかと。このスタンスというのは、決してこれまでの30年、40年の歴史に負けることでない、私は基本は人だと思えます。人間だと思えます。やはり活力ある、財政が豊かであれば本当にそれも結構なことでございますけれども、財政は今、日本経済を見ましても、各自治体はやはりどこも厳しい状況にありますけれども、そういう中で、やはりお一人おひとりの町民の皆様がご活躍されて、元気で笑顔で明るい、そういう町をつくっていく。それは、当然経済が伴うのが一番いいですけれども、もう今、現在状況の中でやっておりますけれども、そういう形がかなり以前とは違った形じゃないかなと。

そこで、私たちは、やはりそこに必要なのは、いろんな方々のご意見、ご指導、英知をいただきながら、すばらしい町づくりを進めていくと、そういうことではないかと思えます。

○10番（石井芳清君）　さまざまな方のご意見、英知を集めていきたいというお話がありましたが、その中には御宿町議会議員というのは入っているのでしょうか。

○議長（大地達夫君）　石田町長。

○町長（石田義廣君）　申し上げるまでもなく、議会制度をとっております、議会の皆様方は町民の皆様方の代表でございますので、選挙で選ばれた――私もそうでございますが、そういうことでございますので、もちろんでございます。

○10番（石井芳清君）　もちろんですというお話がありました。確かに、議会というのは形が大事、法だとか含めてというところが議会の特質なんです、御宿町は先ほど申しましたと

おり非常に狭い町です。わずか七、八分で、例えば私の自宅は布施にあるんですけども、岩和田の先まで行くことも可能です。

現実的にどこそこで、例えば、住民の皆さんも緊急相談事があれば、役場に来てよというよりも職員が先に行って、その場に行って、すぐ解決すると。それほど御宿町は小っちゃい町でございます。ですから、こうした議会、確かに大事です。議論することも当然これは当たり前の話なんですけれども、もっと日々です。町長もお忙しいとは思いますが、時間をとられて、きのうもいろんな発言されておりましたけれども、いろんな公約、政策、ありますよね、町民から託された、またご自身から町民にお約束されたことたくさんあるじゃありませんか。そうしたこともひとつひとつ、やはり最低限と申しましょうか、議会で過半数以上の方のご理解をいただかないと、なかなかそれは形になっていかない。これは仕組みですから。ここをどうするかといったら、やっぱり日ごろからそうしたことを議員の皆さん、住民の方も当然なんですけれども、改めて場所をつくるのも結構ですけども、日々、お忙しいとは思いますが、そういう時間と申しましょうか、そういうものを自らつくっていくということも私は大事じゃないかなというふうに思います。

経営マネジメントの話にちょっと戻りますけれども、やっぱりその差が実際の差になっておりますし、今、町長も非常に財政厳しいということなんですけれども、町民の皆さんからも、例えば民宿です。これは、俺たち親が一代限りだと。せがれも今サラリーマンだし、帰ってきたって継ぐ気はないと言う方もいらっしゃいます。また、お店を現に経営されている方も、お金があれば、店を今日にでも閉めたいんだと。相手のほうも卸業者がありますので、継続していただくということもあるという中で、本当はそれも含めて、簡単に言うと借金も含めて、今日全部返しちゃえば、安心した老後が暮らせるんだろうなということだろうと思いますけれども、そういうお話があります。

それからまた、働く場所がないと。それから、老後が心配だというふうな声も聞かれます。

町長はよくメキシコ、メキシコというふうにおっしゃられております。これは、メキシコそのものの——確かに、議会の中では、当然私たちもいろいろ知っておりますけれども、まだまだ私は町民全体の理解という、なかなか私は至っていないんじゃないかなと思うんです。

もう一つは、そのことが町内の経済にどう結びついているのかと。まだそこまでもちょっと至っていないのかなと。ゼロじゃないですよ、それは。そういう状況ではないかなというふうに思います。極端なことを言うと、あれは町が勝手にやっているんじゃないかということ言う人さえも町民の中にはいらっしゃるというのが実態だろうなと思います。

一方で、町民の中にも、こうした議会と申しましょうか、結果のことなんだと思うんですけども、極端に言うと、白とか黒とかという言葉がわかりやすいのかもわかりませんが、そういう二つに分断するような、そういうようなご意見の論調も見られております。

また、町長も最近議会の中で、いろんな質問や提案に対して、考えが違うというような、考えが違うという答弁をよくされます。何回かされましたよね。私は、そうじゃないんじゃないかと思うんです。

御宿町は、大きく分けて4つの地域特性を私は持っておると思います。これは私が言うまでもないんですけども、漁業中心の地域、商工業中心の地域、サラリーマンの住む方中心、それから農業中心の地域、それから先ほどからお話している御宿台、マンションです。そういう中高年の方々に比較的新しい住民が住む地域、またそれが若干重なったりはするわけでありませうけれども。

そういう地域特性を初め、男性、女性、年齢など、極端に言えば、8,000人いれば8,000人通りの考え方があると。これは当たり前じゃないんですか、町長。多様性や少数意見の尊重など8,000人の町民の声、思い、これを一つにまとめるのが私は町長の仕事だと思うんです。協働の町づくり。議会とも、議員の皆さんともお話をしますよと。

意見が違くと、考えが違うというお話をされると、もうそこから話できないじゃありませんか。そういうことも含めて、それは町長ご自身も政策だとか考え方をもちだと思えます。じゃ、その中で議論をしながら、切磋琢磨しながら政策を磨いていく。町民の要求、願いをどう実現をするかということでお互い力を合わせるということじゃないんですか。それは、町民の皆様もそうですし、私たち議員も代表で出ているわけでありませうけれども。

そういうことだと思うんです。それが町長、私たちは12分の1なんですよ。12分の1の支持者があつて、極端に言うと、その方々の代弁という、これは1つの議員の特性です。ただ、町長はお一人しかいません。

町長のご意見に賛同される方、賛同されない方も含めて全部町民なんです。町民の財産と命を守る、これが町長のお仕事。そういう声も聞きながら、じゃ、どうしてそれを合意するのか、また積み上げて新しいものにしていくのかというのが町長のお仕事なんじゃ——私自身は、そういうふう考えているんです。基本スタンスだと。

ですから、確かに公約もされました、計画にも載せました、具体的なお話をさせていただきますとね。じゃ、それが本当に極端に言えば、町民の福利厚生に役立つのかどうか。もしくは、もう一つは優先順位だと思うんです。先ほども町長おっしゃられたじゃありませんか。やるこ

とはたくさんあるけれども、今のこの現状の中では、それは限られますねとご自身もおっしゃいました。限られたんなら、当然それは優先順位をつけるしかないじゃありませんか。そのときに町長の公約、私たち議員の政策、意見、町民の意見、それぞれ階層さまざまありますよね。そこの調整をして、最終的にそれは決断されるのは町長だと思うんですけども、議案、案、計画書として出すのは。

というふうに思う。私自身が勝手に思っているだけかも知れませんが、それについては、どのようにお考えになりますか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 全く今のことにつきましては、石井議員さんと同じく考えていますけれども、考えが違うと言ったことは、やっぱりその瞬間瞬間で、あっ、この点はちょっと違うなということについて、正直に申し上げさせていただいているのですが、ただ、それで終わるわけじゃないですから、考えは確におっしゃられましたように、みんな意見が違うかも知れないけれども、それを和を求めて協力しながら、意見交換しながら、一つに持っていく。これは私も承知しているつもりでございます。

8,000人のをまとめるとおっしゃいましたけれども、私は考え方も同じだとは思いますが、8,000人をまとめるという感覚よりも、私は8,000人の幸せを願って、物事を、政策を進めていく。そういう私はいつも、自分はそういう感覚であります。

○10番（石井芳清君） わかりました。

基本的には、私の考えと変わらないということのご答弁だったというふうに思います。しかし、現実的には、きのうも今日も非常に思いがすれ違っていると思うんです。私たちも、それは発言も、政策提起の仕方も含めて、まだまだ私自身も個人的にもまだまだ努力は足りないというふうに思います。しかし、私たちは、議員、事務官として事務局には、局長と職員と、私的には3人なんです、議会は。町長は、ここにいるほかに約100名、内外ですか。全員プロ集団です。そういう専門職をきちんと預かって、政策、立案、事務の執行をするんじゃないじゃありませんか。今年予算で言えば、一般会計で約40億円ですよ。補正を入れると、もうかなり超えていると思いますけれども。そこが、今日は論点じゃありませんけれども。

それだけの予算、それから特別会計まで入れれば、もっと増えると思うんですけども、そういう全体としてお金とすると、予算を執行すると。その結果が今町長おっしゃるとおりに町民の幸せというんですか、喜びというんですか、だろうと思うんです。それが町長の職責、いわゆる説明責任も含めてですね。だろうと思うんです。

もう一つは、じゃ、町長の基本スタンスとしては考えがわかりましたけれども、やはり今おっしゃられたことのおりだろうなと思うので、いま一度、この議会での発言、町長の発言というのは、極端に言えば命令なんです。重いんです、決断なんですから。町の決断なんです、一言一言が。だから、発言を間違えると大変なことになるんです、今おっしゃったとおりです。そのところを充分、それは百もご承知の話だろうと思って、失礼な話をしているんだと思うんですよ。

それから、こういう議会をどう迎えるのかと。先ほど前段者が全部、私なんかより非常に丁寧な質問状を出してくれているじゃありませんか。想定される質問をほとんど、私……まあ、いいや。大体理解できるし、どういう答弁をすればいいのかということも大体想定できると思うんです。少なくとも数字上で書類がありませんというのは、ちょっと私は情けないと思います。手元にあるんで、ちょっとお待ちくださいですよ、少なくとも。そうじゃないですか、町長。

そういうところも含めて事務をどう進めていけばいいのか。ちょっとまた後段で少し時間があれば、その辺のお話もさせていただきたいと思っておりますけれども。そのために年4回定例会ということで、長と議会として町の方針を決定をすると、予算を決定するということだろうというふうに思います。

もう一つ私が指摘したいのは、この間の先ほどのこの数十年間、私が議員がなってからのお話を若干させていただきましたけれども、そういう中で、さまざまな先進の方々に各種講演をいただいております。町長もよくご参加されていますし、私もできるだけ、そういう機会を逃さずに参加したいというふうに思っております。

例えば、この間だと下田先生からさまざまな講演もいただいております。これは議会でも昨年講演もいただいております。それから、星野リゾートの社長です。これは、もう今そういう形で国が変わりつつありますけれども、新しい観光は何ぞやという形で観光戦略についてお話を伺うことができました。

それから、東北大の石田教授です。バックキャストということで、今から考えるんじゃなくて、未来から考えて、そのために今から対応をとっていけば、ずっと気も楽だし、困った困ったということにならないんじゃないかというようなことをおっしゃっていました。

それから、アワビでは東京水産大学の山下先生ですか。それから、今年の中では、私、提案させていただいて町長のほうが採用させていただいて、近畿大学の鈴木教授です。サツマイモでの、要するにエネルギーの自給化。これも地産地消になるんだと思うんです。終わった中で

担当からこの事業のシミュレーションを出していただきましたけれども、非常に現実的なんです。簡単、単純、机上計算なんでしょうけれども、ソーラーパネルよりも効率が高いと。しかも、それは食べることもできると。しかも、保存をして移動させる。太陽光は、ちょっと保存するのに非常に今お金かかるんですけれども、芋はそのものも移動できるし、メタンガスとか、バイオエネルギーに変換をすれば、貯蔵も簡単。それから、今の既存の技術の中で、さまざまなエネルギー活用ができると。近い将来には非常にコンパクトになって、家庭でもそういうバイオエネルギーの発電機を設置することは可能じゃないかと。御宿町もエネファーム含めていろんなものに先進的な、近隣の自治体でもまだ補助をやっていない、そういう新しい形態の設備にも補助金を出していただいております。

それから、つい最近では、ミヤコタナゴです。これも先日、産業建設委員会で中間報告をいただきました。私も大変びっくりしたんですけれども、ミヤコタナゴ、まさに里山の再生ですよ、町長。それで、ミヤコタナゴでこれを持続的に保存といいましょうか、していくためには、どうしても経済の循環が必要だと、望月先生、力説をされておりました。そして、今その絵図面をつくっているんだと。私たちの里山地域、それから先ほどもちょっと出ましたけれども、天の守、小竹ノ谷のところですか、女山のあたりです。あのところを大きく2つの目玉施設ということで、今整備を考えているんだよというお話をされて、そうした非常に高いレベルの目標、国の天然記念物ですし、種の保存法にも指定されているわけです。そうしたアドバランの中で、もともとミヤコタナゴが生活している生活環境、いわゆる里山の環境です、昭和の時代の。までの農業環境だったと思うんですけれども、そうしたものを新しい形で再興しようじゃないかと。したら、私たちの農業地帯もその中で新しい付加価値、商品の付加価値も生まれてくるんじゃないかと。そういう希望を私すごく感じたんです。

そうしたもの、それから、たしか伊藤町長のときだったろうと思うんですけれども、この網代湾の一带の海流調査、これもたしかこのくらい分厚い報告書になって出ていたと思うんです。そのほかにも各種調査、報告、計画書があるわけでありましてけれども、そうしたものが、ミヤコタナゴもそうだったんですけれども、そうしたものが、どこにいったかわからないと。多々あるんです。それ全部、税金を投じた町民の財産じゃないですか、町長。

それから、そういう講演のひとつひとつだって、私はひとつひとつが本当に御宿町の参考になると思うんです。たしか議会でもそのときのDVDをとってあると思いますので、まだまだ当時のお話聞くことも見ることもできると思いますし。そうしたものを今こそ活用すべきじゃないんですか。また、新たにそういう新しいさまざまな方をお呼びして、今の町づくり、新し

い観光ビジョン、話していただく、こういう機会を設けるということも大事じゃないんでしょうか。いかがですか、町長。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） いろいろな構想計画と実行性というお話と承りました。なかなか非常に講演でもいろんな方々のすばらしいお話を聞く、また計画構想いろいろありますけれども、全く私も浅学非才で届かない面が多いわけですが、そういう面では一人一人の職員の皆さんは、私が見る限りではもう精いっぱいご努力いただいているなと思っております。だから、1つの計画にしても、例えばミヤコタナゴにしても、あれだけの発想とといいますか、構想がある中で、今おっしゃられました夢とといいますか、こういう現実、こういうふう to 実現されたいなというあるわけなんです、いろんな面でなかなかそれが現実化、非常に難しい。それは1つのケースですけれども、そういう場面がいろいろな面であると思っておりますけれども、そういう中で1つの町づくりの方向をしっかりと定めて進んでいかなければいけないと思っております。

なかなか日常の事務をとる中で、いろんな先生方から新しい発想とか新しいお考えを聞いた中で、じゃ、それを今自分の仕事の中でどういうふうに取り入れていくのかと。私もこれやれないとか、これやってみようかという指示も幾つかしますけれども、なかなかそれが実現される部分と、なかなか仕事の中に取り込めない部分は現実としてありますけれども、ご指摘の点はしっかりと受けとめさせていただきたいと思っております。

○10番（石井芳清君） それを実行するというところに、私は今の御宿町が抱えているさまざまな課題に対する私はヒントをいただいていると思っております。ですから、そういうものがあるのって。簡単に言うと、職員から、例えばこういうのを持ってくるじゃありませんか。これは、町の予算に実は入っていないんです、県事業ですから、ご承知のとおり。例えば、これについてはね、このウェルネス計画の報告書。

こういうことを私は何回もこのことを議会で取り上げて、わざと取り上げているんですけれども、話題にしているんですけれども、なかなかこういうものを知らないという方がたくさん今の課長さんには多いんです。そうすると、知らないと、かなり整理のしようがないと思うんです。そこに図書室もありますよね。それから、今パソコンなんかもありますし、ですからその辺のところの計画だとか、いろいろなもののデータの蓄積、いつでも引き出せるようにするだとか、昔よりも私は非常にその辺では楽になっているんじゃないかなと。また方法論があるんじゃないかなというふうに思うんです。それをやれということを僕は言っているわけじゃありません、繰り返しますけれども。

それからもう一つは、町内の人材活用です。今度の18日に両大使見えます。このときも本来なら全部町がと思うんですけれども、さまざまな方々が携わっていただいて、おもてなしをしていただくと。また、そういう計画を自らやっていただけるというふうにも伺っております。大変ありがたいことじゃありませんか。なかなか大使来るだけでも全国ないと思いますよ。しかも両大使見えて、その計画を住民のほうでどンドンつくっていただいていると。町長、すばらしい町じゃありませんか。違いますか。

そうした方々を私は本当に大切にすべきだと思うんです。そうした方々が御宿町、うれしいことにたくさんの方が来ていらっしゃっています。そうした方々が活躍できる場所をつくるべきじゃないんですか、町長。

それはお金とか何とかじゃないと思うんです。それはさまざまな仕組み、やり方があるかと思うんです。それは町長、頭のひねりどころじゃありませんか。知恵の出どころじゃありませんか。そうしないと、こんななっちゃいますよ。ちょっと言葉では言いませんけれども。それじゃまずいんじゃないでしょうか。

せっかく御宿町を選択して来ていただいて、骨身を惜しまず、さまざまなことをやっていただける。こんなありがたい町、僕はないと思っています。いかがですか、町長。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今おっしゃられましたけれども、私はそのつもりでやっております。しかし、私のこういった日常を見まして、今いろいろご助言、ご提言をいただいているのは、ああ、私はまだまだ全然できていないのかなという思いもありますけれども、それについては、もう努力をさせていただかざるを得ないということでございます。

○10番（石井芳清君） わかりました。

議会も含めて、いろんな提言も含めて、皆さん、本当にここに24人ぐらいいらっしゃるんですか。24人、これ全員プロフェッショナルじゃありませんか、町長。町づくりの。みんな一人ひとり思いはありますよ、町長。その思いを酌み取って、それを形にする。町長のお仕事じゃありませんか。ぜひそのことを、大変失礼なんですけれども、心にとめておいていただいて、ひとつひとつ日々町づくり、予算、計画、つくっていくことが大事なんじゃないですか。そういう思いにどう応えるのかということが、この場全員と言ったら大変恐縮なんですけれども、私も含めて町民から負託されているんじゃないかなと私個人はそういうふうに思って、微力ですけども仕事をしているというふうに思います。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） いろいろと貴重なご意見、ご助言いただきまして、ありがとうございます。

○10番（石井芳清君） その中で、どんな町を目指すかと申しましょうか、その辺のところは、今大体町長も私の考えにご賛同いただきましたし、また、そうした形で今後日々精進をされるということでございますので、大きな方向性としては総合計画としてこれは決定をしておりますし、私も賛同しております。あとそれをどう形づくっていく、みんなの思いをどう集めていくということがこれからの仕事だろうと思います。

それでは、具体的に観光です。観光とは何か端的にお示しをください。

それで、これは先日の答弁の中で、観光は強く光を当てるというお話をされました。先ほども紹介をさせていただきましたけれども、この里山地域で大下先生が提案をしたのは、観光は町づくりの総仕上げであると。美、環境、風景、心には人は引きつけられるという提案をされました。まさに私はそうじゃないかなというふうに思います。

それで、ちょっと見解が違うのは、それは光を強く当てるのではなくて、今あるいいもの、それをもっともっと光らせると。光を当ててはね返すんじゃないんだと思うんです。町長、強い光を当てるとたしかおっしゃいましたよね。おっしゃったと思うんです。私は、そういうふうにちょっとメモしてあるんですけども。

そうじゃなくて、あるものをどうやって光らせるのかと。その光るものに、私たち住民もそうですし、よそから来た人も引き寄せられると。それが観光ではないんですかというのが大下先生の提案だったというふうに思うわけでありましてけれども。そこについては、町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今おっしゃられた内容につきましては、私の感覚と同じです。光を当てる、当てない。まあ、磨くということ。私の感じているものと同じでございます。よろしくをお願いします。

○10番（石井芳清君） わかりました。

いわゆる大下先生は、観光とは町づくりの総仕上げであると。ああ、こんな考えもあるのかなと、当時は私そのことについて余り考えていなかったんです、はっきり言って。しかし、今ここに来て考えてみますと、さまざまな先生のお話も伺ったりすると、まさに観光というのは町づくりの総仕上げ。教育から福祉、道路も含めて、そうしたものの総仕上げ、それは私たちも、町長も先ほどおっしゃっていただいた町民の幸せです。ですから、幸福リーグにも多分参

加されたんじゃないかなというふうに思いますけれども。

町長もよくメキシコ物語というお話をこの間されております。完成させたいというふうにおっしゃられておりますけれども、メキシコは史実であり、交流で——重要でないとは言わないです。ただ、今言った中で観光というのは町づくりの総仕上げであるということであるならば、その一つが400年の史実であり、メキシコとの交流であると。町長は多分そういうふうに思っているんだろうと思うんですけれども、どうも言葉がそこだけが、メキシコ、メキシコという話しか、非常に強烈に私たちや住民に示されないので、じゃ、そのほかはどうなってしまうのというふうな逆の不安が私はあるんじゃないかなというふうに思います。

全国の地域では、そういうものは1個もないところも多いんです、現実的には。そのために必死につくるということで、いわゆるB級グルメでありますとか、それからゆるキャラ、そうしたものをつくっているところもあるわけであります。それが実態じゃないかと思うんですけれども、しかし、1個でもあるところは、本当にみんなで力を合わせて磨いて磨いて磨いていくということだと思うんです。

ところが、私、今日ずっとお話しさせていただいておりますけれども、御宿町は、ほかにないもの、いっぱいあるんです、数限りないほど。私、さっきから話しているの、大体、町長ご同意いただいておりますもんね。数え切れないほどたくさんある。しかも、人材もあると。日本屈指の方々です、ほとんど。世界的にも屈指の方々じゃありませんか。

物があって、人があって、歴史があって、文化、伝統があって、あと何が必要ですか、町長。あと総仕上げするだけじゃありませんか、町長。違うんですか。

町長だったら、なおのこと——失礼なんですけれども、一步、二歩引いて、それをどうまとめていくかということをお考えになって、それを方向性を示すと。あっ、こっちでいこうねと。あっ、いいねと、みんなでいこうよとなるじゃありませんか。僕は、それはそんなに難しくないと思っています。どうでしょうか。

○10番（石井芳清君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今、お話いただきました内容につきましては、全くそのとおりであると思います。そういう中で、その総仕上げといいますか、何かをやっていきたいと思いますか、ぜひそのときも石井議員さんにはご指導、ご協力をお願いしたいと思っています。やっぱりいろんないいものがあったとしても、これを果実といいますか、物にしていかなくちゃいけない。そういう意味では、いろんな面でご指導いただければなと思います。

○10番（石井芳清君） そうすると、考えが違うという話と全然違う話になってくるんです。

大変失礼なんですけれども。だから、一言一言を十分に吟味されて。町長というのはそういうものですので、一言一言が極端に言えば命令なんです。決定なんです。そのことによって、職員は動く、私たちも理解をする、町民の皆さんも動く。ということで繰り返しますけれども。

それで、じゃ、その中でどうなのかというと、例えば、今メキシコの話をちょっとしましたけれども、ここは日西墨交通発祥の地です。私は、この中でどうしても歴史的に埋もれているのは、私はフィリピンだと思うんです。何でフィリピンが埋もれちゃっているんですかね。まあ、ここでそのことの結論をいただくとは思いません。私の率直な疑問です。

それから、もう一つはドイツです。これはちょっと日西墨と違うわけですがけれども、ちょうど明治の初期から御宿の町民は、ドイツと大変大きな交流がありました。ですから、交流ということで、たしか180本ぐらいでしたか、日本に菩提樹が寄贈されまして、御宿にはご承知のように、3本菩提樹が、小学校と公民館と——布施小学校でしたか、たしか。この3本植えられています。

大きな自治体の人によく会うと、何で御宿さんは3本もいっているんですかという、何か嫌みっぽい感じで言われることがあるんですけれども、いや、御宿はそれだけのこと、御宿は交流しているんですよ、小っちゃい町ですけれどもと私は言ったりなんかするわけでありましてけれども。

それから、そういうものが、じゃ、どうやって御宿の例えばホームページです。こうしたものに紹介されているのかと。町史には載っていますけれども。

それから、ドイツに関しても何回かお話をさせていただいておりますけれども、いろんな交流がありますし、史実があります。それについて、隣の勝浦市では発表しているんです。ところが、御宿町では発表されていない。伊藤家のレーダーのことなんですけれどもね。そんなことがあります。

それから、文化、芸術関係です。これでは、御宿町では美術品と申しましょうか、その中で、例えばゲレロさんのブロンズ像が記念のところに寄贈されました。そのときに、たくさんメキシコのいわゆる民芸品と申しましょうか、を同時に寄贈いただいたと思うんですが、これも整理して1回、記念館で展示会をやりました。

これも伺ってみましたら、本国にももう幾つも残っていないものがたくさんあると。世界にも数少ないものがたくさんあるというふうにおっしゃられていました。ただ、それは撤去しますよと、個人のものですよということで入管等の審査をいただいたりというような話も伺っております。

それから、美術品においても、数百万円はおろか、1品で数千万円を超えるようなものもあるというふうに向っております。それもたしか1回展示しただけで私は死蔵されていると、ちょっと見させていただきましたけれども、ちょっとしみがもう出てきちゃっています。

そういったものがたくさんあると。それだけをきちんと毎月繰り返し展示したって町民だって喜ばれるじゃありませんか。国内どころか、海外からもお客さん見えるじゃありませんか、そのために。何回も来ますよ、だって毎回違うんですから。今でもできるんじゃないですか。

そうしたものを先ほどの報告書、調査報告書——報告書というか、提案報告書、それから現実的にはこういう文化財と申しましょうか、それも貴重なものです。記念館では今度収蔵展をやるということで、旧館長もお見えになって、何か資料を整理をされているというふうに向っております。

それから、教育の面では、伊藤鬼一郎先生、これホームページにどれだけ載っていますか。ちょっと私、検索かけたんですけれども、10行程度です。伊藤鬼一郎先生の功績。そうですよね。どういふことですか、これは。五倫文庫だって、その五倫文庫のページにそこしか載っていないんですよ、伊藤鬼一郎先生のお話は。功績なんかないんですか。評価するものなんかないんですか。違うんじゃないですか、町長。この役場もそうでしょう。今日見たら、非常にきれいでしたよ、町長。足元から大事にしていく必要があるんじゃないんですか。そうした財産がほとんどそのままです。カビ生えちゃっています。優先順位違うんじゃないですか、町長。今、そういうことが大事じゃありませんか。

それから、町長が参加されたこれです。これにもまるごとミュージアムについて整理をされていました。このまるごとミュージアムも非常に日本の中では早い段階で提案されて、そのために御宿町というのは、小っちゃいところも含めて10カ所ぐらいありますかね、ギャラリーが。しかも点在していると。公共、個人含めてです。そこに、それ文化じゃありませんか。まず歴史があつて、きっかけがあつて、食があつて、泊まりがあつて、その次何ですか。それは、健康も、僕はスポーツを否定していませんよ。やっぱり文化、伝統、ここの文化財をどうするかと。そういう町づくり、つくってきたわけじゃありませんか、住民の皆さんも。御宿町自身もそういう財産がある。死蔵されているわけじゃありませんか。

日本、世界、町内も含めてです。繰り返しますけれども、多くの方が私はそれを見るために来てくださると思いますし、その場所もあると思うんです。そうしたことを私は整理するには、住民の皆さんのご協力をいただければ、お金はそんなにかからないと思います。そこに整理するんだって、そういう方々たくさんいらっしゃいます、知識を持った方々が。そういう方々が

活躍できる場所、整理できる場所、〇〇委員会でもいいじゃありませんか。事務経費で——ちよっと大変失礼なこと言っちゃいますけれども、私は本当に手弁当でやってもらえるんじゃないかなと思っています。

先ほども委員の費用の話あったじゃありませんか。いかほどかかりますか。何千万円……。世界にないような財産がたくさんあって、それを整理していただく。気持ちよくやっていただければと思います。それは町民の財産であり、県の宝であり、国の宝であり、世界の宝じゃありませんか。私は、その優先順位、メキシコ物語のようなお話もされましたけれども、まさに人じゃありませんか。町長おっしゃったじゃありませんか、自ら。そのところもう一度きちんと整理をして、どこをきちんと重点に置くのか。それは、私は未来永劫財産に残ると思います。今やらなかったらどうしますか、町長。カビだらけで真っ黒になっちゃいますよ。

それから、ドイツからも含めて、世界的な財産を御宿に寄贈するというお話も過去あったじゃありませんか。私も伺っております。それは、防湿、防温含めて、温度含めて非常に管理経費かかるというふうにも伺っておりますので、なかなか難しいなと思いますけれども、そういうことも含めて、どうやってそれを組み上げていくのかと。どうでしょうかね、町長、その辺は。余り大したことじゃないお話でしょうか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 文化を大事にする町づくり、これは私もぜひ今までも先人の方々がやってきていただいたと思っておりますので、継承して、継続していきたいと、力を入れていきたいと思えます。

先日、幸せリーグの皆様からいろいろご提言いただきまして、入会することができまして、先日総会に行ってきました。少しの間ですけれども西川太一郎区長さんと懇談することができました。

そういう中で、1つ記憶に残っておりますことは、文化を大事にすれば人口の流出がないと。流出することが——まあ、これは極端だと思いますけれども、幾分か、かなり防げると。文化を大事にすることは、人口の流出に大きな歯どめをかけることができる。そういう表現が入っていました。これは、非常に、ああ、そうなのかなと。

御宿町もそういう形でやってきていると私は思いますので、私も、もっと今以上に文化を大事にしていきたいと思えます。

○10番（石井芳清君） 文化を大事にされるということだと思います。それをどうやって仕組みにするかというのは、総合計画にも、いわゆる第2項でしたか、協働のまちづくりという

ことで大きくうたってございます。そのところで、どういう事業をつくり上げていくのかということが私は非常に大事じゃないかなというふうに思っております。

それで、そのためにもというか、そういう中で——ちょっとごめんなさい、前後しちゃって失礼なんですけれども、観光そのものについては、今後、特別委員会のほうでも提言という形で方向性のほうをまとめさせていただきたいというふうに思っております。

それから、それはそれとして、執行部のほうでも、この間も町長ご自身も大下先生とか、ごじっこんであると、大下先生ですよね。思いますので、ぜひ呼び寄せていただいて、これからの観光、それから観光町づくりどうかという現時点でのお話を私は一番適役だと思っているんです、そういう面では。ぜひこれは検討していただければなというふうに思います。

それと、もう一つ観光の中で、1つ参考になるのは、明日の日本を支える観光ビジョン構想会議、これはご存知のように首相もメンバーになっています。ちょっと細かく言うわけじゃありませんけれども、この中で、これが今までのビジョンと全く違う——実は違うんです。これは実は東洋経済オンラインという、これはホームページでいろんな情報を出しているんですけれども、その中で、「おもてなし」が観光政策から姿を消した理由」という、こちらからのあれなので聞いていただけるだけで結構なんですけれども、その中で、後で資料のほうは差し上げたいと思いますけれども、イギリスのアナリスト、デービッド・アトキンソンさんという方が書いているんですけれども、この中で今までと違うというのは、観光ビジョンについて明確に現実的な数値を示したということなんです。その中で、どれほどの見込みがあるのかと。各分野でどれほどの見込みがあるのと。それが経済効果として、簡単に言うと、いかほどになるかというのを国が明示したということなんです。これが非常に画期的なんです。これは、まだ簡単に言うと、「おもてなし」という言葉が象徴されるように、来ていただけるだけでウエルカムだと。いや、そうじゃないんだと。日本は、もうその地域によって観光も全部違うんだと。ここと勝浦といすみ市だってまるっきり違いますからね。さっき、冒頭お話しさせていただきましたように。どこへ行ったって違う日本が味わえるわけじゃありませんか。

じゃ、御宿はその中でどういうものを目指すのかということで、国のこういう形で——こういう形というか、こちらですね。観光ビジョンという形で、これ初めてらしいんです。ですから、例えば利活では7万人というお話を町長されましたけれども、じゃ、7万人来た方が、どういう形で地域経済を潤していくのかと。じゃ、その7万人の方をどうやって受け入れていくのかと。これはスポーツ関係です。マリンスポーツの関係の方が中心なんだろうなと思いますけれども、それに加えて海外からのお客様含めて、それからちょっとさっき話したいろんな形

の中で、これから要するにリピーターを増やしていくと。そのためには、どういうサービス、業態、業種、個人、行政、それが一体になって一定の目標を設定しながら、ひとつひとつがその中で組み上げていくと。要するに、お客様へのサービスをつくる。それは、当然単純なお金じゃありません。付加価値があります。それは、文化、歴史も含めて、この地理特性も含めて。アワビなんか典型的だと思いますけれども。そういうものをきちんと、商品の中に付加価値を加えて、納得して、消費していただくというんですか。そういうビジネスモデルを御宿町として方向性を示してつくっていくと。

そうすると、民宿はどうあるべきなのか、駐車場はどうあるべきなのか。それぞれの業態や業種はどうあるべきなのか、農家はどうあるべきなのか。その商品はどうあるべきなのか。だから、畜産クラスターなんかも、私この間も言いましたけれども、新しい食材、世界に誇る食材をその中でつくっていける条件があるという、私お話をさせていただきました。大きな商材になっていくわけじゃありませんか。そこに、ミヤコタナゴという大きなアドバルーンがある。こちらはアワビがある。メキシコがある。

そういうひとつひとつの要素を組み上げていくと。一個一個じゃないんです。それは、みんな一つの共通の、私は目標を持っていると、方向性を持っていると、こういう議論をもっともってしていくべきだと思うんです。で、精査をしていくと。

それを町長、お考えあるんだったら、それをどういう場で作っていくかということだと思うんです。それは思案のしどころだと思いますし、そこが私は今、ずっと失礼な言い方なんですけれども、欠けているんじゃないかなという感じがしてならないんです。いかがでしょうか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） いろいろなお考え、いろんな発想をおっしゃっていただいていますけれども、なかなかそこまで及んでいませんので、これから勉強させていただきます。

○議長（大地達夫君） 石井議員、質問の途中ですが、ここで10分休憩いたします。

（午後 2時25分）

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

（午後 2時39分）

○議長（大地達夫君） 石井議員、続けてお願いいたします。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

休憩前に続いて質疑、質問を進めさせていただきます。

もう一つ、この町づくりで観光も含めて提案をしたいのは、女性の目線ということでございます。協働の町づくりということと、もう一つは女性の目線。

いわゆる今御宿町も女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第17条に基づく情報の公表ということで、この6月10日にホームページに男性、女性の比率、階層の比率の公表がございまして。

ちなみに、管理職は今現在12人で、うち2人が女性ということで16.7%だと一番下に記載しております。郡内では多分、何職種としてはわかりませんが、少なくとも議会の説明員として出てくる女性というのは、多分御宿だけなのかなというふうに理解しております。

それで、今特に町づくり、それから定住も含めて若い女性の目線、声をどうやって行政、施策に生かすのかということが非常に注目をされております。これは、もう私の一般質疑ですので聞いていただければと思います。

これは、ちなみに日経スペシャルの「未来世紀ジパング」という番組でちょっと紹介されたのが非常にわかりやすいんですけれども、いわゆる北欧アイスランド、ここは男女が世界一平等な国だというふうに番組で紹介されました。ここは6年連続第1位だそうです、アイスランド。

このアイスランドというのは、実は以前漁師国家ならではの男社会だったそうです。ところが、あることを契機に女性活躍を活用にかじを切ったということです。それはなぜかというところ、リーマンショック。リーマンショックの影響で国家財政が破綻をします。その原因を調査して出てきた答えというのが大手三大銀行のトップが皆同じ大学出身の、しかも男性だったという結論なんだそうです。

そこで、この3つの銀行を国有化し、そのうちの2つのトップを女性にしたと。さらに国を挙げて女性の活用を進める。まず首相を女性にと。それから、国会議員の女性も40%に増やす。また、企業の管理職を40%女性にすると。クォーター制度と言うんだそうです。

それから、家事と育児を国と男性とで分け合うようになったと。

この報道のとおりでは、共働きの率が98%で、出生率も何と2、上がると。国全体の復興をしたということだそうです。

これは、世界の先進国の一例であります。

もう一つ、この間もちょっとお話しさせていただきましたけれども、昨年度ですか、長泉町です。サツマイモのことも含めて、町長にぜひということで私も同行させていただきました。

ここは、若い人たちがたくさん来ていただけるということで、どういう施策をしているのかということで、当時担当者がお話しいただいたんですかね。長泉mamarazziと言うんだそうです。これは、長泉町に在住の子育て中のママさんがライターになって独自の目線で長泉町の魅力を伝えると。いいことも悪いことも含めて、こんな問題があったよとか、こんなすばらしいことがあるよということも含めて情報を発信すると。

もう一つ、今度は紫波町でありますけれども、「オガルッコ」と言うんですか、「オガール娘」と書くんですけれども、ちょっと今日持ってきませんでしたけれども。オガールの株式会社の3人の若い女性がこの報道というんですか、広報というんですか、広報官に指定されて、それでその女性目線で、こちらと同じなんですけれども、ブログとかフェイスブックとか、そういうもので、今オガールの工事はこんなふうに進んでいますよ、今度お店へ来て、その店長さんにお話を聞いてみました、またお客さんの若い女性に聞いてみました。これ私たち、ちょっといいよね、悪いよねとか、そんなような毎日の日々感じたことを発信をしていると。

たまたまこれから御宿も保育所です。魂をどう入れていくかというのが議論になっていると思いますけれども、やっぱりそういうお母さん方、若い女性たちの目線、そういうものをどう生かしていくのかと。また、活用の場だと思うんです。それから、定住についても、東京はなぜ一極集中になるか。経済的なメリットもあるかもわかりませんが、私の大変失礼な男性目線かもわかりませんが、きれいで魅力的な女性がいらっしゃるのも1つの要因じゃないかとも言われております。また、そういう人たちが集まるようなビジネスを提案をしていくと。

もう一つは、じゃあ、どうかというと、先日畜産の農家に行きましたけれども、びっくりしました。若い女性が機械を操作していると。ほとんど女性なんです。一方でちょっと報告は伺っておりませんが、いわゆる今度の地域創生で新規事業者の方ですか。何か3から2と聞いて、今1人ですか。たしか3人とも男性でしたよね、男性。男性が悪いというわけじゃありませんけれども、そうしたことも含めて、今後どういうふうに施策の誘導をしていくのかというときに、若い女性の方々、町内にお住まいの方。それは相手方が県外、国外ということもあるでしょうね、結婚した場合。町外という方も当然いらっしゃると思います。

そんなことも含めて、どういうところに魅力があるのか、ないのか、問題があるのか含めて、女性の声を行政にどうやって生かすのかというのをきちんとした枠組みで施策に反映をさせる、そういう仕組みづくり、私は非常に大事じゃないかなというふうに思います。

それから、同様に国づくりや人づくりと言われているわけでありまして、そのための

団体、個人を育てる施策、方針、そのための職員のあり方、補助金に頼らない持続的な町づくりが今求められていると私は思っております。

補助金がだめだというわけではありません。どう生かし切るのかということが大事だと思います。

先ほども契約の問題ありました。職員というのは全体の奉仕者であり、法律、条例に精通していなければならないと思います。そうした職員像、町づくりのプロフェッショナルです。いわゆる官から民へということで、今現在ではコーポレートガバナンス、またはコンプライアンスという形で、企業が公的責任というものを明示するようになった。本来ならば、これは行政じゃありませんか。おはこですよ。

そんなところもみんな見に行っちゃったのかと。行政というのは無謬性、本来基本的に間違いを起こさないということを基本に持っているわけでありますから、契約なども、例えばここで具体的な答弁をもらうわけではありませんけれども、御宿町はプロポーザル方式、それからコンペティション方式、いわゆるコンペ方式です。たしか保育所の設計はコンペ方式で、あのときも私も建設委員の一人でしたけれども、下手したら入札不調、いわゆる単価が折り合わない中でね。そういう可能性もありましたけれども、今日もめでたく入札事務が、要するに契約が終わって議案が出されております。今日もこれからその審議があるというふうに理解をしておりますけれども。

私は、よくここまでこぎつけたなというふうに思うんです。そういう新しい取り組み、入札事務を御宿やったじゃありませんか。あの契約が悪いとか何とかじゃないんです。もっと公平、公正、また政策的なことも踏まえて、違った方法は私はあったんだと思うんです。私は、その精査が足りなかったと思うんです、決定的に。

町長も先ほど質問に答えて、反省するところがあると、今後改善してまいりたいというような、そういうような答弁をいたしました。であるならば、そうしたこの喫緊の行政の契約事務、そういうものをひとつひとつどうやって生かしていくのかと。それから、大枠の中では、そうした予算、国から、県からいろいろな形で予算が来ましたが、そういうものをどうやって町内に残しておくかということも大事じゃありませんか。あれだって、例えば、利活、今日話題になっていますけれども、あの利活だって、私町内で全部できると思います。計画書できればいいですね。数値だってエクセルに入ればいいだけでしょ、極端に言って。国の示した計画書ができればいいわけじゃありませんか、委託する必要だって、私は先ほどから言っているじゃありませんか。さまざまな専門家の方、大学の博士号まで取られた方がたくさんいら

っしゃいます。そうした方々に、短期間ですけれども活躍していただくと。で、整理していただければ、私は逆に全会一致で通ったと思います。

しかも、そうしたら2,200万円使わなくて済むわけですけれども、例えば2,200万円で町内に委託したとしても2,200万円は町内に残ったじゃありませんか。

そうしたことも含めまして、今後どういうふうに事務をするのかと。ここの考え方は、私は非常に大事ですので、地域にお金を残す。また、そのお金を循環をすると。この仕組みづくりを常に考えながら、ひとつひとつ。ですから、例えば、ガソリンだとか含めて、きちんと業者を指定して、公平、公正な形で事務をやっているわけじゃありませんか、端的な例を言えば。そういうことも含めてやっていただきたいというふうに思います。

それから、この紫波町ですけれども、議会のほうでも視察に行くということで今準備を進めております。ここは、ちょっと時間も少ないんですが、どうしたら、こういう町づくりができるかということにおいては、私は1つは新世紀未来宣言、これは平成12年にされました。それからもう一つは、紫波町行政経営理念体系というものがつくられました。

それで、私は、この——これです。ちょっと時間がないんで読まないんですけれども、私これ非常に感心したのが、100年です。百年の計を宣言をしたんですが、平成12年6月4日紫波町長という形で個人名が記されていないんです。私は、これは非常に高い見識があるんじゃないかなと拝察するんですけれども、これはできて、それからこの行政経営理念、これは「わたしたちはだれもがゆたかさを実感できる100年の未来のためにあらゆる資源の循環と対話を通して地域経営力の向上に努めます」ということで紫波町行政経営理念、それから経営方針、職場のあり方、行動指針、そういうふうになっております。

それで、職場のあり方の説明です。ちょっと時間がないんで端折りますけれども、9ページ、方針の策定、プラン、ドゥー、チェック、アクション、P D C Aというよく出てくる言葉があります。ここをどういうふうにかかれているかといいますと、プラン、対話を基本とし、みんな目標を立て共有できる場にします。ドゥー、互いを認め合い、生き生きと行動できる場にします。チェック、情報をもとに、まちの最適を確認する場にします。アクション、まちに愛着を持ち、協働の可能性を広げていく場にしますと。

私ちょっと外からでわからないんですけれども、これは多分職場の中で、すぐみんな話合っって共通の理念というか、課題にできるんじゃないかと思うんです。P D C Aって、数字じゃないと思うんです。

こういうものをつくりながら循環の町づくり、協働の町づくり、公民連携の町づくりという

ことで、当初10万人だったのが年間80万人も押し寄せると。冒頭申しましたけれども、官邸のトップページにもこの事業が紹介されていると。ありがたいことに、そういうことが今インターネットでもすぐわかるんですけれども、やっぱり現場へ行って、私もぜひ何でもかこういことができたのかというのは見てきたいと思っています。議会もそのときに執行部のほうとようお話も出ていました。町長いかがでしょうか。一緒に勉強に行こうじゃありませんか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ありがとうございます。ぜひ一緒にご参加をさせていただきたいと思っております。この紫波町につきましては、たまたま先般5月30日に関東市町村のトップセミナーがあったときに、木下斉さんという講師がいろいろな成功事例を申し上げて、その中の一つの例としてお話を伺いましたけれども、よろしく願います。

○10番（石井芳清君） なかなか日程が難しそうですけれども、合えば、ぜひ一緒に学んでくる必要があるかなと思います。

それから、7分程度しかないんですけれども、そうした中で社会基盤の整備です。

まず1つは、須賀地域の冠水対策。それから、網代湾の流入の河川の浄化対策。これは今日は浄化構想ということで一定の方向性が出されておりますけれども、まだ基本計画、実施計画までいっておりません。ですから、財源の手当て、人員負担も含めてまだ明確になっておらないんですけれども、時間がないので、そこから言えば、私はそれを早い段階で明確にして、一日でも早く、しかも負担が少ない形で執行する必要があるのかなと。

それから、これからの、今年の予算の中でも町内の公共施設の修繕のあり方について調査、これは予算化されておりますけれども、そういう面では、それを待ってから順位を決めるといいうこともありなのかもわかりませんが、やはりそれも同時並行しながら、先ほどから言っていますけれども、もうたくさんありますけれども、そういう施設、またこれ近々に遊休施設、要するに今の目的が終わる施設もあるわけじゃありませんか。そうしたものについて、きちんと方向性を出していくと。そこの整備だけで私は、この3つだけで私はかなりの財源投入をしていかなければならないのかなと。また、長期間時間もかかるというふうに思うわけでありませけれども。

○議長（大地達夫君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） それでは、今ご助言いただきました須賀地域の冠水対策、また網代湾流入河川の浄化対策について建設環境課のほうからお答えをさせていただきます。

須賀地域冠水につきましては、議員ご指摘のとおり、特にセブンイレブンから須賀サンソウ

にかけての国道沿線では、大雨はもちろん、短期的な豪雨等により道路冠水が発生しており、解決しなければならない課題の一つとして認識しております。

ご指摘の須賀交差点付近では、道路の両端に排水施設が整備されており、上り方向右側では300ミリ、左側では500ミリの比較的大きな排水側溝が設置されておりますが、浜方面からの排水も集まってくることや流末である清水川に対し逆勾配となっていることから、十分な排水機能を維持することができず、大雨等の際には一時的な冠水が発生するものと考えております。

河川との接続部が潮位との関係により制限があることから、勾配の大きな見直しは困難であると思われませんが、排水施設の規格変更や舗装種類の見直し等により一定の効果はできるものと考えており、国道128号線の管理者である、夷隅土木事務所に対し協議、要望をしているところでございます。

また、清水川の流入河川につきましては、今回汚水処理でもまた提案をさせていただいておりますが、できるだけ可能な限り早く努めて、前に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○10番（石井芳清君） ちょっと今後の修繕計画、また事務的な考え方について、もし答弁上あれば、簡単にいいですか。

○議長（大地達夫君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） 清水川の関係。

（石井議員「下水です」と呼ぶ）

○建設環境課長（殿岡 豊君） 下水ですね。

（石井議員「どちらでもいいですけれども」と呼ぶ）

○建設環境課長（殿岡 豊君） まず清水川の関係でございますが、御宿町については大きな河川は少なく、その多くの地域排水が清水川へと流れ込んでおります。今年度においては、久保地先の流域及び流量調査を実施いたしますが、議員ご指摘のあった須賀地域につきましても、夷隅土木事務所と協議、連携を図りながら段階的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、網代湾への流入河川の浄化対策につきましては、清水川初め、堺川、裾無川、久兵衛川、浜谷川の5河川が挙げられます。流入河川の浄化対策につきましては、堺川については排水処理施設により浄化しているところですが、その他の流入河川については家庭排水等も含まれており課題が残る状況です。

御宿町における汚水の適正な処理方針については、基本的には今後合併浄化槽で進めてまいりたいと考えており、家庭排水の水質環境への影響等について理解を深めていただくための広

報、啓発、そして窓口における水切りネット等の啓発等を行いながら、可能な限り早く推進を
してまいりたいと考えております。

○10番（石井芳清君） 了解いたしました。

ちょっと時間がないので、次の質問に移ります。

学校教育問題でありますけれども、いわゆる中学校でありますけれども、評価2期制に移行
したという話を突然伺いました。

教育委員会にいたしましても、昨年4月1日に教育委員会制度が変わったということで、こ
の制度の改変、それから教育大綱、これは27年11月ということとなっております。

ここにも載ってこないんですね。この間説明を受けましたらば、それは学校長の判断の、要
するに裁量の範囲だということのようでもありますけれども、一般的には中身そのものは2学期
制とそんな変わらないような運用があると。3学期から2学期制にです。学期制の変更と中身
的にはそのように一般的には受けとめられるのではないかなというふうに思います。

学校の中では、例えば、クラブ含めた父母、教職員の負担軽減、こうしたものも国会の中で
議論になっております。また、御宿町中においては外国との交流授業、こうしたものも含めま
して、さまざまなものがある部分、悪い部分含めて教育の中にあろうかと思えます。そうした
ものはやはりきちんと整理をすると。やはりひとつひとつをその時点で教育長の判断の中で議
会の中にでも変更だとか考え方、そうしたものをきちんと私は報告してしかなるべきなのかなど。
学校長のほうも、何か聞くところによると、ぎりぎりまで判断を待って移行したという話もち
よっと伺ったところでもありますので、そういう面では、ここもない中で——これも何かまだホ
ームページにも載っておらないようでございます。その問題含めて、もう1分程度しかないの
で、この間のことについての対応について教育委員会としてどうであったのかと。そこだけで
結構でございます。結構と言ったら失礼なんですけれども。あっ、時間切れだね。

○議長（大地達夫君） 金井教育課長。

○教育課長（金井亜紀子君） ただいま石井議員さんからお話ありましたとおり、中学校にお
いて、今年度評価の2期制というものを導入しております。秋口からいろいろと近隣の状況と
か校内での協議を重ねた上で、また保護者や生徒、皆さんに何度も説明をした上で導入を決め
ております。最終的に導入を決定したのが、4月の入学を待って再度説明し、5月に正式スタ
ートという形でやっております、その件につきましては私どものほうは、秋口から協議をス
タートしていたことを承知しておりましたが、最終的な判断を待ってから報告となってしま
いまして、その点につきましては今後は可能なときにできるだけ早くご報告をさせていただき

いと考えております。

○10番（石井芳清君） ありがとうございます。

○議長（大地達夫君） 以上で10番、石井芳清君の一般質問を終了いたします。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（大地達夫君） 日程第2、報告第1号 御宿町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

田邊企画財政課長の説明を求めます。

田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 平成27年度御宿町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

2枚目の繰越明許費繰越計算書をご覧ください。

内容につきましては、平成28年第1回定例会及び平成28年第3回臨時会にて議決をいただきました繰越明許費と同様であり、事業費及びその財源について繰り越し手続きを行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

事業ごとに説明させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費の情報セキュリティ強化対策事業は、総務省からの要請を受けまして、情報セキュリティの抜本的強化を図るものであり、この財源の一部が国の補正予算によって措置されたもので、国の補正予算成立の時期の都合上、年度内に事業が完了しない見込みであったことから繰越明許費を設定し、全額の3,781万7,000円を繰り越しました。財源につきましては、国庫支出金、町債及び前年度からの繰越金でございます。

御宿駅構内基本調査事業は、ほかに3款民生費、1項社会福祉費の生涯活躍のまち構想策定事業及び次ページ、6款商工費、1項商工費の県内観光地アクセス強化・観光プロモーション事業とあわせ、国の地方創生加速化交付金を活用した事業であり、交付金内示の時期の都合上、年度内に事業が完了しない見込みであったことから繰越明許費を設定し、御宿駅構内基本調査事業は650万円、生涯活躍のまち構想策定事業は900万円、県内観光地アクセス強化・観光プロモーション事業は210万2,000円を繰り越しました。財源につきましては、それぞれ全額国庫支出金でございます。

前のページに戻りまして、2款総務費、3項戸籍住民台帳費の個人番号カード交付事業は、個人番号カードの発行経費について決算見込み額が当該経費を対象とした国庫補助金の当初決

定額に満たない場合に繰り越しが必要とされていたことから限度額94万4,000円を設定し、事業執行の結果56万3,000円を繰り越しました。財源は全額国庫支出金でございます。

3款民生費、1項社会福祉費の年金生活者等支援臨時給付金事業は、所得の少ない高齢者等を対象にした給付金支給事業として財源が国の補正予算により措置されたもので、事業実施時期の都合上、年度内に事業が完了しない見込みであったことから繰越明許費を設定し、全額の4,151万1,000円を繰り越しました。財源は全額国庫支出金でございます。

2項児童福祉費の子ども・子育てシステム改修事業は、多子世帯の保育料軽減の強化に対応するための電算システム改修事業として財源の一部が国の補正予算により措置されたもので、国の補正予算成立の時期の都合上、年度内に事業が完了しない見込みであったことから繰越明許費を設定し、全額の199万8,000円を繰り越しました。財源は国庫支出金及び前年度からの繰越金でございます。

次ページに移りまして、4款衛生費、1項保健衛生費のミヤコタナゴ保護増殖事業は、ミヤコタナゴ生息地における獣害対策の強化を図るための防護ネットを構築するもので、年度内に事業が完了しない見込みであったことから繰越明許費を設定し、作業工法の見直しを行った結果、一部の242万3,520円を繰り越しました。財源は全額前年度からの繰越金でございます。

5款農林水産業費、1項農業費の畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業は、地域の畜産・酪農の収益力強化に資する施設整備等を支援するための財源が国の補正予算によって措置されたもので、補正予算成立の時期の都合上、年度内に事業が完了しない見込みであったことから繰越明許費を設定し、全額の1億956万7,000円を繰り越しました。財源は全額県を經由し、支出されます。

7款土木費、6項下水道費の汚水適正処理構想見直し事業は、当初予定していなかった公共下水道と合併浄化槽との比較検討を追加したことに伴い、年度内に事業が完了しない見込みであったことから繰越明許費を設定し、事業執行の結果、一部の299万1,600円を繰り越しました。財源は全額前年度からの繰越金でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（大地達夫君） 以上で報告第1号を終了いたします。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第3、議案第1号 御宿町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する

条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

大竹総務課長より議案の説明を求めます。

大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） それでは、議案第1号 御宿町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をさせていただきます。

個人番号の利用につきましては、番号法第9条の規定による別表第1に規定される法定事務のほか同条第2項で社会保障、地方税、防災に関する事務で条例で定めるものの処理について、さらに番号法別表第2に掲げる事務について条例で定めることにより個人番号を利用することができることとされております。

こうした特定個人情報の利用、提供について、昨年9月に条例を制定させていただきましたが、個人番号を利用する事務として新たに2つの事務を追加したいことから、これらを別表に追加する改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

条例の第4条につきまして町における個人番号の利用範囲を定めるものですが、新たに町が独自に個人番号を利用する事務として、別表1に健康増進法に準じて町が独自で行う健康診査等の実施に関する事務であって規則で定めるもの、また予防接種法に準じて町が独自で行う肺炎球菌予防接種費用の助成に関する事務であって規則で定めるものを追加し、また別表第2に中欄に掲げる保有する情報を利用する事務、独自利用事務を処理するために必要な限度で右欄に掲げる特定個人情報を利用できることを定めるものですが、こちらのほうに事務といたしまして、予防接種法に準じて町が独自で行う肺炎球菌予防接種費用の助成に関する事務であって規則で定めるものを追加し、また特定個人情報といたしまして、予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって規則で定めるものを追加をするものです。

附則といたしまして、この条例は、平成28年7月1日から施行すると定めるものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番

号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定ということですが、この中において、個人番号ということで、この条例の変更となる、運用状況です、付与状況、個人番号の付与状況。ゼロだったら——まあ、極端なこと、要らないということはないんでしょうけれども、これから使うということの中で改正をしたいということだろうと思いますので、現在の個人番号の付与状況について説明を求めます。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 今現在の条例でお願いしております事務については、まだ個人番号は使っておりません。

○議長（大地達夫君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 税務の関係で言いますと、今年度におきましては、まだ個人番号の収集する業務は発生しておりません。現在発生しておりませんが、一応29年1月1日以降の確定申告等については、様式等に記載されるというふうな情報は来ておりますけれども、今のところ税務署の——確かな情報ではございませんが、記載させないような内容もちょっと聞こえてきていますので、動向に注視したいと思っております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

今後の利用ということでありまして、それともう一点お伺いしたかったのは、現在の個人番号の付与、提供状況というお話、それについて最新の数を知りたいということです。

○議長（大地達夫君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） ただいまマイナンバーカードの申請状況で申しますと、5月末時点ですが、976申請がございまして、町に到着しておる分が917。交付枚数済みでは、6月14日時点で799枚を交付しております。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○議長(大地達夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大地達夫君) 日程第4、議案第2号 御宿町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

埋田保健福祉課長より議案の説明を求めます。

埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長(埋田禎久君) 議案第2号 御宿町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、建築基準法施行令の一部改正に伴い、御宿町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。

それでは、改正の内容につきまして新旧対照表に沿って説明させていただきます。

議案の後ろに添付してあります新旧対照表をご覧ください。

1ページから2ページにかけての第28条につきましては、小規模保育事業所A型の設備の基準について定めたものですが、引用条項の号ずれの改正をするとともに、4階以上の階の避難用の施設、または設備について、外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。)を有する付室を、付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)に改めるものです。

2ページから3ページにかけての第43条につきましては、保育所型事業所内保育事業所の設備の基準について定めたものですが、改正の内容につきましては第28条と同じ内容となっております。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものです。

なお、小規模保育及び事業所内保育を行う事業所につきましては、御宿町内には該当がない旨、申し添えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は、挙手願ひします。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第5、議案第3号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

齋藤税務住民課長より議案の説明を求めます。

齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 議案第3号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、平成27年度に引き続き、税負担能力に応じた公平を保つため、地方税法施行令が改正され、国民健康保険税の課税限度額の見直しと低所得者に係る軽減措置の拡充が行われたことに伴い、御宿町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表に沿って説明させていただきます。

1 ページの第2条第2項につきましては、医療給付費課税額の課税限度額について定めたものですが、課税限度額を52万円から54万円とするものです。

第3項につきましては、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額について定めたものですが、

課税限度額を17万円から19万円とするものです。

平成28年度につきましては、介護納付金課税額分の課税限度額は据え置かれました。

2ページに続きます。第21条につきましては、国民健康保険税の減額について定めたものですが、課税限度額を見直すことから条文を整備するものです。

第2項につきましては、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得について定めておりますが、算定において被保険者の数に乗すべき金額を26万円から26万円とするものです。

第3号につきましては、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得について定めておりますが、算定において被保険者の数に乗すべき金額を47万円から48万円とするものです。

また、附則として、この条例は、公布の日から施行し、平成28年度以後の国民健康保険税に適用することを定めるものです。

次に、お手元に議案とは別に資料を配付させていただいておりますので、ご覧いただきたいと思えます。

課税限度額の見直しについては、課税の区分ごとの課税限度額を現行と改正案別に記載し、比較しております。

軽減措置の拡充については、軽減の区分ごとの軽減判定所得を現行と改正案別に整理し、比較をし、二重線を引いてある箇所が改正するところとなっております。

なお、本改正案につきましては、去る5月17日に開催されました国保運営協議会においてご協議いただき、ご承知をいただいたことを申し添えます。

以上で説明を終わります。

○議長（大地達夫君） 齋藤課長、2ページ目の2項「26万円加算し」の改正が「26万5,000円」のところを「26万円」とまた同じ金額を言ったんですが。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 申しわけございません。

第2号の5割軽減の対象となる世帯軽減判定所得については、26万円から26万5,000円と改正するものです。申しわけございません。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

国民健康保険税の一部を改正するということでありまして、今説明いただきました見直しということではありますが、課税限度額を2万円、2万円、都合4万円引き上げると。それから、軽減については5割軽減、2割軽減の部分について軽減額を広げるという提案だったかという

ふうと思うわけでありませうけれども。

これで影響額がどの程度になるのかと。全体に、個々課税限度額引き上げで幾らになって、軽減分ということで、昨年度かもわかりませうけれども、世帯としての概算で結構でございますので、影響額について答弁を求めます。

○議長（大地達夫君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） それでは、課税限度額、軽減措置拡充に伴う世帯の影響額ということでお答えしたいと思います。

初めに、課税限度額の影響額について申し上げます。

試算いたしましたところ、改正による影響世帯としまして、医療分で30世帯、支援分で23世帯が改正後の限度額に到達しておりますので、限度額引き上げた場合、これらの世帯において国民健康保険税が上昇することとなります。

このほか27年度限度額超過から改正限度額未満の世帯、医療費分3世帯、支援分8世帯についても国民健康保険税が上昇することとなると見込んでおります。

また、引き上げた場合の額に試算しますと、総額で約120万円の増額を見込んでおります。

次に、軽減措置の拡充による影響について申し上げます。

今回の改正の対象となりました5割軽減につきましては、改正による影響額は22世帯、約42万円となります。2割軽減につきましては15世帯、13万円となります。軽減額全体につきましては7割、5割、2割の軽減額の合計額が4,206万円で、改正後の試算ですと4,261万円となりますので、軽減額が55万円増えることとなります。

世帯の割合で考えますと、加入世帯全体の52.18%を見込んでおりますので、現行、改正前が51.76と比較して軽減割合が0.42ポイント増えるというふうに見込んでおります。

今回の課税限度額引き上げと軽減措置拡充に伴う税改正全体の影響額といたしましては、限度額引き上げ分120万円から軽減措置拡充分55万円を引きまして、影響額全体で65万円の増と見込んでおります。

以上です。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

低所得者に対する軽減措置ということは評価できるわけでありませうけれども、一方で全体的には65万円ですよね、町内全体で税負担が増えるということで、制度内の状況の中での変更ということではやむなしだとは思いますが、そういう中で、いわゆる国保と。社保だと

か入らない最低というか、国のユニバーサルサービスですよね。それに対する施策としては、その中でお互い住民、世帯加入者同士が競い合うような形になるということになるかと思えますので、これはやはり私は、先般も国に対する制度改革ですか、今後、県内とか、そういう統合という話もありますけれども、全体的な医療、福祉に対する国の手厚い手だてというものに変更と申しましょうか、要望というのは、やはり私は町長、引き続き社会福祉費ですよね。社会福祉費、全体で今65万円町民の皆さん、今回の改正で軽減はあるんですけども、全体では増税になるという提案でございますので、これは町内のこの1つの制度の中では非常に難しい部分があるというのは私も承知しております。この部分については、先般も国に対して社会福祉費の増額含めた制度改革を求めていきたいということで考えをお示しいただいておりますので、引き続きご努力をいただきたいということでもありますけれども、それでよろしいでしょうか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） そのようにしていきたいと思えます。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第6、議案第4号 御宿町入学準備金貸付条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

金井教育課長より議案の説明を求めます。

金井教育課長。

○教育課長（金井亜紀子君） 議案第4号 御宿町入学準備金貸付条例を廃止する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、中央高等学院からの寄附金等を原資とした御宿町教育振興基金を活用し、大学等入学準備金の貸し付けを行い、保護者の経済的負担を軽減することを目的として、平成26年12月に制定いたしました。

昨年度は、町ホームページやお知らせ版等の周知に加え、対象者である高校3年生全員に個別の通知をし、募集いたしました。平成26年度に続き平成27年度も申請がなく、2年間実績がなかったことから貸し付け制度を廃止することとしたものです。

今後は、学校や教育委員会、教育民生委員会等のご意見を伺いながら、入学準備金給付制度の拡充や新たな教育支援の方法等について検討し、教育振興基金の有効活用を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第7、議案第5号 御宿町污水適正処理構想の策定についてを議題といたします。

殿岡建設環境課長より議案の説明を求めます。

殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） それでは、議案第5号 御宿町污水適正処理構想の策定についてご説明申し上げます。

污水適正処理構想につきましては、自治体における污水处理の方向性について現状分析をした上で施設整備、いわゆる建設費や維持管理費の両側面から合理的手法について検討するもので、5年をめどに見直し作業が行われております。

現計画につきましては平成22年度に策定しておりますが、このたび平成26年1月30日付で国土交通省、環境省、農林水産省の3省合同により新たな作業方針が示されたことを受け、千葉県において污水处理構想を見直すことから、御宿町においても新たな基準、方針に基づき見直し作業を行いました。

これまでの見直し方針につきましては、整備コストを中心とした経済比較によってのみ検討されておりましたが、社会的要因や投資効果等も十分に考慮しながら策定作業に取り組みました。

それでは、内容について、構想案に沿ってご説明申し上げます。お手元の資料、御宿町污水適正処理構想（案）の1ページをご覧ください。

第1章でございますが、「はじめに」といたしまして、冒頭に申し上げました構想策定の目的及び経過等についてまとめております。

3ページからになります。第2章として、基礎調査の結果をまとめております。御宿町における污水处理の現状や将来污水处理人口の予測等について記載いたしました。

5ページをお開きください。

合併浄化槽の設置状況等についてまとめており、平成7年度からの20年間で625基の設置が進んでおります。平成27年10月時点における合併浄化槽の累積数は923基となっており、御宿台集合処理を含めた整備率は約52%、整備済み人口では、おおむね4,100人と把握しております。

11ページをお開きください。

11ページからは、行政人口及び世帯数の推移等を記載しました。

続いて、20ページをお開きください。

人口推移等を見据えた中で本構想案における将来人口等についてまとめており、策定指針等を踏まえ、国立社会保障・人口問題研究所における推計値を考慮し、平成36年度における処理人口を6,000人、世帯数を2,930世帯と設定いたしました。

25ページからは計画汚水量の分析を行っており、生活污水や営業汚水について過去の給水実績等から日平均や日最大量の算出を行っております。

33ページをお開きください。

分析結果についてまとめておりますが、給水実績の推移等から大きな変化は見られず、また近年の日常生活における節水傾向や将来人口予測を踏まえ、計画における生活污水量原単位はほぼ横ばいの日平均1人当たり240リットルといたしました。

39ページからになります。第3章として、集合処理区域の設定や検討単位区の検討、整備コスト等の経済比較について行っております。

検討単位区の設定状況についてご説明申し上げますので、57ページの全図をご覧ください。

赤く囲んである①の区域につきましては、御宿台集合処理の既整備区域となっております。検討単位区の設定につきましては、20戸以上の集落を一つの単位区として囲い込みを行い、施設整備の合理性等を勘案し、家屋間の限界距離をおおむね80メートルといたしました。

その結果、⑨から⑫については全て②に含めることとし、②から⑧の計7単位区を検討対象としております。

次に、58ページからでございますが、検討対象とした7単位区について経済性、いわゆる建設費や維持管理費のコスト比較をもとにした比較検討を行っております。

60ページをお開きください。年当たりのコストをもとに判定結果について一覧でまとめております。

なお、年当たりの費用算出にあたっては、千葉県マニュアルに基づき、耐用年数について集合処理場を33年、合併浄化槽を32年、管路を72年として算出しております。

表の右欄でございますが、結果として御宿町の中心市街地に位置するブロック②は集合処理、ブロック③からブロック⑧は個別処理が有利となり、経済比較上は現計画と同様の分析結果となりました。

続いて62ページをお開きください。

今回の見直し作業に伴い、新たに示された社会的要因や整備に要する時間等を考慮し、経済性のみならず、総合的な視点からの整備方針について検討を行いました。

町といたしましては、人口の減少や高齢化の本格化、地域社会構造の変化、さらには地方財

政が依然として厳しい状況にあること等を踏まえ、人口減少下に対応した整備内容の見直し、時間軸の観点を盛り込み、中期目標年次平成36年での早期整備とともに長期目標年次平成46年での持続的な汚水処理システムの構築を念頭に調整いたしました。

その結果、公共下水道整備には多額の投資が必要となり、地方債償還など将来債務が重荷になること、また社会的要因として地域が一体となって既に合併浄化槽整備が進んでおり、改めて集合処理することについて町民の合意が得にくい面があること、さらには公共下水道整備には処理場の建設や管渠の整備に多くの時間を要し、接続人口が事業計画ベースに到達するまで長い年月を要することなどが挙げられ、さまざまな要因を総合的に勘案した中で御宿町といたしましては未整備地区全てにおいて合併処理浄化槽の設置を進めていくこととしております。

今後につきましては、単独浄化槽やくみ取り式からの転換など、補助制度を含めた広報・啓発を定期的に行うとともに、適切な維持管理について周知徹底し、汚水処理の適正化に努めてまいりたいと考えます。

なお、本構想案につきましては、平成28年4月29日から5月19日までの間、意見公募手続を行っており、本案における意見の提出はございませんでした。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

この中でいわゆる御宿台です。64ページにおいては、いわゆる市町村設置型と個人設置型——まあ、個人及び（住民）と、いわゆるコミュニティ設置ということだろうと思うんです。問題なのは、もうかなり年月がたっていますよね。前のほうに耐用年数とかということとで計算式ございますよね。そうした中で、今後それをどうしていくかと。大規模改修、要するに施設の耐用年数経過しましたと。

そうした場合は、今度、いわゆる個人から市町村方と申しましょうか、そうしたものを再度そこに負担をさせるのかという議論も当然出てくるわけでありまして、その辺の今の現状の中での受け入れということでの計画だと思うんですけども、今後そんなに遠い将来じゃなく、当然そういうものは検討課題になると。ご承知のとおり、4者協定含めて、この間さまざまな議論した経過がございます。そうした中で過度な住民負担にならないような形、またこの間のそうした議論の積み重ね、そうしたものを私は踏まえていく必要があるんじゃないかというふうに感じているんですが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（大地達夫君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） ただいま石井議員さんのほうからのご指摘、ご助言ございましたが、現在、合併処理浄化槽につきましては、既に923基が町内に設置をされております。また、単独浄化槽については、約1,600基ほどがもう既に設置済みとなっており、従来民宿が観光客でにぎわったところを中心に設置をされておりますので、ご指摘のとおり、町内に設置してある合併浄化槽、また単独浄化槽を含め、非常に老朽化が進んでいるという課題もございます。

これまで、今回の汚水処理の適正化の見直しにあたりましては、公共下水道を中心に、また合併浄化槽を行う場合は市町村の設置型についても積極的に検討することということで国のほうから強く要請があったのが最初の段階でございます。

しかしながら、現在その協議、この見直しをする過程において、今現在では市町村設置型の財源の担保がまだ依然として政府、また県ともに財源的な担保もとれていない状況でして、また既に合併浄化槽を設置している方のご負担等も考慮した中においては、今の現時点においては、引き続き継続して個人設置型の合併浄化槽を進めていきたいということで計画のほうをまとめさせていただきました。

今現在は個人の設置型で進めておりますが、今後何らかの形で集合処理、また市町村管理型への移行が、そういうような流れが出てきた段階においては、議員ご指摘のとおり、今現在の既存の劣化をどう維持するのか、何年程度経過したものについては補修をしてもらうのか、いろいろな整理、検討課題があると考えております。

現在、近隣では長柄町、また睦沢町において市町村管理型の合併浄化槽制度が運用をされておりますが、それぞれの団体におきましても、導入をする際の個別の負担金、また維持管理費等についてもさまざまな価格設定があり、また移管の条件等についても各団体まちまちな状況でございます。

制度としては今現在ありますが、まだまだ導入事例も少なく、今後そうした機運がより一層高まり、また政府のほうの財源手当てがついた段階においては、御宿町としてもひとつひとつ課題の整理を行いながら検討していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

ちょっと私が個別に質問したかったのは、御宿台区の下水、それは先ほども言いましたけれ

ども、4者協定とか踏まえた中でいろいろな経過があるじゃありませんか。その中で、これについては、御宿台区の下水処理については①ですか、ということでエリア指定はしてあるんですけれども、それを今後どうするかということについてのことは全くうたっていないんです。

基本的には、一般的な個人設置、いわゆるほとんど個人設置が多いんだろうと思うんですけれども、そこ基本的には同じ考えでよろしいんでしょうか。当然そうしたものも勘案をしながら過度な住民に当然なっちはいけないわけでありますので。公平、公正を原則としながら修理、改善、また大規模改修ということで、最終的には今おっしゃっていただいたところで市町村設置型に移行するのかなというふうには思うわけでありますけれども、そういうことで基本的には同じ考え方で特別な住民負担が生じるということはないということで基本的にはよろしいんでしょうか。

○議長（大地達夫君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） 申し訳ございません、答弁のほうはずれておりました。

まず1点目、御宿台区のコミュニティプラントの考え方でございますが、今回の汚水処理適正化構想につきましては、町全体の汚水処理の方向性について見直しを図りました。当然のことながら御宿台区も含めてはおりますが、御宿台区のコミュニティプラントを今後どうするかというような見直しではなくて、未整備エリアの汚水処理の整備方針について今回決めました。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、現在4者協定の中においては、公共下水が開始されるまでの間ということで一項がございます。そうした中で、これまでの従来計画の中では、費用積算の結果から公共下水道整備を将来的に行うという流れの中で取り組んでまいりましたが、今回は国の流れ、また政府の財源的な担保、そして時間軸の考え方、社会的要因等を総合的に勘案しまして、御宿町といたしましては、今後合併処理浄化槽を進めていくというところで方針を変えさせていただいたところです。

そうしますと、当然のことながら、4者協定にある公共下水道が開始されるまでの間という概念自体がなくなりますので、そちらについては4者協定の表現のあり方については、今後いづれ協議が必要になろうかと考えております。

また、御宿台のコミュニティプラントの考え方につきましては、今石井議員さんおっしゃられたとおり、それぞれの家庭においても、今現在においては各個人が設置をして合併浄化槽を維持管理をいただいているような状況です。

御宿台区につきましても、所有者、また利用者の方々において、今現在、維持管理を行っていただいているというふうなところですので、しばらくの間につきましては、それぞれの住民

の方々の責任、維持管理の中で進めていただくような形で考えているところです。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 今後については、いわゆる協議なんだろうけれども、市町村設置型、要するに大規模改修含めた、それをいつにするかというのは、今おっしゃられた今後の協議なんだろうけれども、最終的な方向性というのは、市町村設置型と申しましょうか、そういう形に進んでいく。いわゆる過度な住民負担はないと、公平な対応をとっていくという考え方でよろしいんでしょうかというのを確認なんです。

○議長（大地達夫君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） 国のほうの汚水処理の進め方の政策の方向性といたしましては、今議員ご指摘のとおり、公共下水、もしくは合併浄化槽の場合については、市町村管理型の中での手法が強く進められております。しかしながら、今現在については財源手当てがございませんので、今回の計画については個人設置型を引き続き進めていくというところでまとめさせていただきました。

今後、市町村設置型につきましては、御宿町のみならず、全体の方向性として、将来的にはそういうものが方向性としては示されているというような状況です。それが具体的に何年先かということはこの段階では明確ではございませんが、将来的な方向性としては今示されているような状況です。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

3番、堀川賢治君。

○3番（堀川賢治君） 私も御宿台に約20年住んでおりますので、この件については非常に興味を持っておりまして、先ほど課長からご指摘があったとおり個人設置型でいくという方針ですから、御宿台にとってはそういう方向で、あるいは全く今のコミュニティプラントは問題ありません。ただ、これが市町村設置型になってきますと、所有が町になりますから、御宿台の場合とまた変わった、違った形になりますので、そこあたり、そういうような方向になったら、もう一度検討しなければいけない。

といいますのは、御宿台の、現在は我々は管理費——管理費というのは、この下水処理施設だけではなくて環境整備まで含めて、管理費で今下水処理の費用も払っているというのが実態なんです。ということは、ご存知だと思いますけれども、御宿台は6対4で定住者が6割、非定住者が4割ですから、そうしますと、上下水と町の所有になってしまうと公共料金になりますから、上水道と同じように、使用量によって料金を払わなきゃいけないという実態が出てき

ますと、今の管理費のやり方ではこれは合わなくなってしまうと。

そこで、住民の中に二通りの下水処理の支払いが出てくると。そうしますと、今御宿も定住化を促進している最中ですから、定住者が非常に住みにくくなってくると。こういうような実態が起きますんで、できたら——できたらというか、御宿台については今のようやり方。といいますのは管理費で払っていくと。管理費で払っていくということでやっていくのが一番御宿台の今の状態を保っていくのには必要ではないかというふうに思いますんで、この問題につきましては、恐らく市町村設置型に移行するには非常に時間のかかる話だし、あるいは将来町がどういう発展をするか知りませんが、かなりの発展をしない限り、市町村型には移行できないのではないかというふうに思って安心しているんですが。

あと一つは、先ほど4者協定の問題があったんですけども、4者協定があっても、あの条文の中には、規定の中には、都市型の下水処理ができたときに移行するというようになっております。今は御宿台のコミュニティプラントは政府の所持だと、政府が所持し、管理すると。そして、下水の料金は管理費の中で払っていくということになっておりますんで、どちらかというと、今定住者もいて安い管理費で下水処理をやっているということです。

それからもう一つは、大体30年近くなるんですか。この前、政府の管理会社のほうに、何年この下水はもつのかということでシミュレーションしてもらったんですが、最低40年。これは最低だそうです。長ければ50年、60年もっていくと。だから、40年で、大地震とかない限りは劣化することはないというようなシミュレーションをしておりますんで、多分その方向で今の状態を御宿台としては保っていくのが御宿台に住んでいる人間としては一番いいんじゃないかというふうに、住んでいる人間として一言申し上げておきたいと思いますので、ぜひこの方向で進めていただきたい。

以上です。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

8番、□井茂夫君。

○8番（□井茂夫君） 65ページの年間総設置数が35基だという、このグラフから多分平均でとっているのかなと思われるんです。今現在、町では小型合併浄化槽設置補助で年間10基を補助しています。そうしますと、10基設置する中で、10基補助する中で25基は民間奮起するとうか、民間が新築することによる合併浄化槽の整備だということで、ここ数年間見ますと、とても35基にはなっていませんよね。

そこで、平成36年時点の普及率が79.4、約80%になるということで、ちょっと絵に描いた餅

じゃないかなと思っっているんです。これは、ある程度実効性あるものとしては、ここでやっぱり合併浄化槽の設置補助を拡大していかない限り、この数値は守れないんじゃないかと思われるんですが、その辺どうでしょうか。

○議長（大地達夫君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） ただいま口井議員さんからもご指摘ございましたが、確かに今現在、今回の計画では35基を目安として、36年度の段階で80%まで持っていくという計画を立てさせていただきました。

議員ご指摘のとおり、この35基の設定につきましては、過去の実績を踏まえた中での35基を算出をしているわけですが、最近で申し上げますと、補助金の該当となる合併浄化槽、いわゆる既存の合併浄化槽をくみ取り、もしくは単独浄化槽からの転換をする合併浄化槽の設置基数としては約10基程度がこのところの流れでございます。

そうしますと、残り25基につきましては新築等になるわけですが、議員ご指摘のとおり、現在の新築戸数だけで25基の新たな合併浄化槽を設置することは非常に厳しいような状況でもございます。

こうしたことから、今回はこの適正化の計画を踏まえた中で国を含めて県一丸となって汚水処理の適正化については、かなり重点化を置いていくという方向性が示されましたので、町といたしましても、この補助金の活用等をどんどんPRしながら単独浄化槽、またくみ取りからの転換については、より広報、啓発を進めた中で、可能な限りこの目標に近づけてまいりたいと考えております。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

時間が大分経過していますが、ここで5分間休憩します。

（午後 3時56分）

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時07分）

◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第8、議案第6号 平成28年度御宿町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

田邊企画財政課長より議案の説明を求めます。

田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 議案第6号 平成28年度御宿町一般会計補正予算（案）（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページ、第1条でございますが、歳入歳出それぞれに8,044万4,000円を追加し、補正後の予算総額を40億857万8,000円と定めるものでございます。

主な内容は、認定こども園外構工事の追加や新たに助成が決定したコミュニティ事業助成金に要する経費を追加したほか、利用者の安全性を確保するための公共施設等の修繕費を初め、その他必要とする経費を追加しました。

なお、財源につきましては、地方債や基金繰入金、コミュニティ事業助成金のほか、平成27年度からの実質収支の見込みを勘案し、平成27年度からの純繰越金を充てて収支の均衡を図っております。

第2条につきましては、地方債の変更について定めるものでございます。

それでは、予算書の内容についてご説明いたします。

7ページをご覧ください。

歳入予算でございます。

18款繰入金、2項基金繰入金、2目公共施設維持管理基金繰入金、1節公共施設維持管理基金繰入金の1,060万円は、旧岩和田小学校屋内運動場の雨漏り改修工事のほか、計3件の施設維持費の財源として基金繰入金を追加するものです。

4目児童福祉施設建設等基金繰入金、1節児童福祉施設建設等基金繰入金の4,270万円は、認定こども園外構工事費の財源として地方債以外の部分について基金繰入金により措置するものです。

5目教育振興基金繰入金、1節教育振興基金繰入金の100万円の減額は、御宿町入学準備金貸付条例の廃止に伴うものでございます。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金の1,604万4,000円は、平成27年度からの実質収支の見込みを勘案した上で計上し、収支の均衡を図っております。

20款諸収入、2項雑入、4目雑入、1節雑入の250万円は、一般財団法人自治総合センターから久保区が実施を予定するコミュニティ活動事業に対して助成金の決定があったため、その歳入項目として追加するものです。

21款町債、1項町債、2目民生債、1節認定こども園建設事業債の960万円は、認定こども園外構工事費の財源として地方債を追加するものでございます。

地方債事業は、緊急防災・減災事業債を予定しております。

以上、歳入予算に8,044万4,000円を追加しております。

8ページをご覧ください。

歳出予算でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節役務費の3万3,000円は、公用車2台を更新することに伴い、車両の価格差などから保険料が増加するため、追加をするものです。

3目財産管理費、11節需用費の10万1,000円は、故障した常用草刈り機の修繕費です。これからの時期に増大する草刈り業務に支障があるため、対応を図るものです。

13節委託料の46万7,000円は、町有地2カ所の樹木伐採に要する委託料です。隣接する民地の安全のため、緊急を要するため追加をするものです。

4目企画費、19節負担金補助及び交付金の250万円は、久保区が実施を予定するコミュニティ活動事業に対する助成金です。全額一般財団法人自治総合センターからの収入を充当しております。

3項戸籍住民台帳費、1目戸籍住民台帳費、13節委託料の136万1,000円は、基幹系システムの改修費です。別途運用している戸籍システムの交換に伴い、これらの間の連携機能を追加する必要があるため計上するものです。

3款民生費、2項児童福祉費、4目児童福祉施設費、15節工事請負費の5,227万2,000円は、認定こども園の駐車場等の舗装や園庭整備など外構整備に係る工事費です。平成27年度に行っ

た設計を踏まえて予算計上するものです。

4款衛生費、2項清掃費、2目じん芥処理費、11節需用費の7万6,000円は、4項目下に計上しております公用車購入費27万円で購入する軽トラックの車検整備費用を追加するものです。

なお、車検代行手数料の1万3,000円、自賠責保険料の2万7,000円、それと9ページの自動車重量税9,000円についても、車検に要する経費でございます。

8ページに戻りまして、15節工事請負費の5万4,000円は、上布施にありますリサイクルステーション1基の撤去費用で、地元の要請に基づき撤去することとしたものです。

9ページでございます。

5款農林水産業費、3項水産業費、1目水産業振興費、9節旅費の12万7,000円は、アワビの漁獲量のさらなる増大に向け、種苗の確保育成の新たな手法を検討するため、アワビの種苗育成に関する先進地への視察旅費、職員2名分を計上するものです。

13節委託料は、これに関し、種苗の確保育成業務を外部に委託するための経費でございます。

6款商工費、1項商工費、3目観光費、11節需用費、印刷製本費の5万7,000円は、海水浴場等での禁止行為を示したチラシの印刷費で、平成28年3月の御宿町海水浴場等に関する条例の改正内容を踏まえ、海水浴場の良好な秩序の保持、環境の保全を図るため海の家などで配布し、禁止行為の周知に努めるものです。

修繕料は、観光事業用公用車を更新するためにあたり不要となる車検整備費用21万2,000円の減額と更新後の公用車に特殊仕様を施す費用3万5,000円の追加を合わせまして17万7,000円の減額となっております。

12節役務費の車検代行手数料1万2,000円の減額、自賠責保険料1万7,000円の減額と27節公課費の自動車重量税1万2,000円の減額は、公用車の更新に伴って不要となる経費を減額するものです。

13節委託料の73万6,000円は、海水浴場等で禁止行為を示した看板6基の作成委託費であり、海水浴場開設期間中、海水浴場や駐車場に設置し、先ほど申しあげましたチラシの配布とあわせまして海水浴場の禁止行為の周知を図るものです。

18節備品購入費の200万円は、観光事業用小型トラックの購入経費です。現在保有している小型トラックは下周りの腐食が激しく、車検整備に多額の費用がかかることから、同型の車両に更新するものです。

7款土木費、1項土木費、1目土木総務費、8節報償費の45万円は、次の網代湾深淺測量に

伴う専門家へのアドバイザー報償です。

13節委託料、網代湾深淺測量委託の840万円は、網代湾内の海底の地形を測量する経費であり、昨年の台風に伴う高潮により浜海岸に浜崖が生じましたが、これが進みますと高潮時の深淺の必要性を検討するために、その第一段階として海底の地形測量を実施するものです。

啓発用品作成委託の25万円は、町内土木施設の適切な維持管理と迅速な対応を図る観点から、町内小学校の3学年から6学年の児童に下校時等に道路や河川等の異常を報告してもらう事業の啓発用品を作成するものです。

10ページでございます。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、21節貸付金の100万円の減額は、御宿町入学準備金貸付条例の廃止に伴い、予算額を減額するものです。

2項小学校費、1目学校管理費、15節工事請負費の380万円は、御宿小学校の消防点検で機器不良を指摘されたので火災報知設備や消火栓設備の改修費用を追加するものです。

3項中学校費、2目教育振興費、19節負担金補助及び交付金の6万8,000円は、中学校の部活動において県大会への出場が決定したので、大会出場に必要な一定の補助金を追加するものです。

4項社会教育費、2目公民館費、11節需用費の20万円は、公民館の外壁や屋根の一部に爆裂が生じており、部分的に欠落のおそれがあるため、修繕料を追加し、対応を図るものです。

5項保健体育費、2目体育施設費、15節工事請負費、給水ポンプ更新工事の129万6,000円は、海洋センター屋内運動場の給水ポンプの更新費用であり、ポンプの故障により施設内の給水に支障が生じていることから対応を図るものです。

また、旧岩和田小学校屋内運動場雨漏り改修工事の560万円は、施設の雨漏りが進行し、施設の利用に支障が生じていることから対応を図るものです。

3目学校給食費、18節備品購入費の111万5,000円は、老朽化した調理設備の更新経費であり、衛生面、安全面の観点から対応を図るものです。

以上、歳出予算に8,044万4,000円を追加しております。

続きまして、第2条の地方債補正についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

認定こども園建設事業について、外構工事費の財源の一部に緊急防災・減災事業債を活用して960万円を追加し、変更後の金額を4億960万円とするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

一般会計補正ということですが、8ページ、財産管理費で町有地樹木伐採委託ということですが、これはどちらになるのか、場所を含めて説明をいただきたいと思います。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 樹木の伐採委託でございますが、2カ所を予定しております。1カ所につきましては、旧御宿高校のこちらからいうと、1本先の旧越川商店さんの間から入っていった先にお社がございまして、そちらの木が繁茂しておりまして近所に危険がございますので伐採させていただくところが1件と、もう一つはいわゆる浅間山の女山でございます。そこに黒潮工業さんの土地がありますが、そこに女山の木が茂りまして、車庫のほうにかぶさって危険な状態になっておりますので、直ちに対応したいと思って計上させていただいております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

町有地の樹木伐採ということですが、場所は大体わかりました。新町、きのう、今日といろいろ議論ありますけれども、あそこ町有地当然ございますよね。その中でたしか新町区と女山の周辺です、小竹ノ谷、天の守ずっと議論になっていたんです。そこも一時町有地に生えている雑木、杉等が伸びまして1度伐採した経緯がございます。この間も大分それなりに長くなりまして、たしか聞くところによりますと、役員の方々と現地調査をされたというふうに伺っております。

ただ、そこも非常に境界等含めたものが不明確であったというお話もありますし、ほかのところも含めて町有地、御宿は幸いなことにたくさんございますので、その管理をどうしていくかということは大きな課題になっていると思います。

特に町有地の関係では六軒町で、今これから須賀区等含めて今境界の整理もしていただいているかと思いますが、ほか、例えば高山田区が持っている、いわゆる財産、こうしたものもあるわけありますので、今後については、そうしたものを全体、一個一個やると、くい一本一本ということで境界確定、莫大なお金がかかってくると思うんですが、将来的にはそうしたものを整理をします。近隣でも地籍調査を含めて、大分踏み込んで整理をされているところもあると思いますので、御宿町もそうしたことをしていかないと、境界も確定できないまま、結

局最終的に事故も起こりかねないというふうになってしまうというふうに思いますので、なかなかこれも期間と事業費含めてかかろうかと思えますけれども、ぜひそうしたところも研究していただいて、そんな遠くない時期に一定の方向性を示していただく必要があるんじゃないかなというふうに思います。それについては、いかがでしょうか。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） ただいま前段にお話がありました新町区、あそこは新町14班というところをごさいますて、そちらの住民の方とお話し合いをしながら、今どうするかというような検討をしておりますが、今のお話のとおり地境がはっきりしないということから、なかなか手を出すことが難しい部分をごさいますて、とはいいいながらも、もう家屋に倒壊すると直ちに当たるような木もごさいますので、そういうものについては早目に対応したいと考えております。

また、おっしゃるとおり、町有地がたくさんありまして、いずれも木が繁茂してありまして危ないところもごさいます。以前口井議員さんからのご質問にもありましたが、地籍調査、こちらのほうが大多喜町で土地家屋調査士さん等が集まりまして組織ができ上がっておりますので、いずれ大多喜町が終わった段階で、いすみ市、御宿町等もできるというふうなお話ごさいますので、そちらのほうも計画立てて早目にやれるようにしたいと考えております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

地籍調査についても、議会としても富浦だったかな、房総に先進地視察に行ったこともごさいます。そのときも、今のちょっと手前の段階にあったんです、今お話しいただいた。そういうところも含めて一定の議論になっていたんですけれども、もうそれも大分前です。10年以上前じゃないんですか、視察に行ったことが。そこで、もうほとんど議論がとまっています、全くそれから事務として報告いただいているというのが実態ごさいます。

繰り返すわけでもないんですけれども、高齢化含めて、それはもう先刻ご承知のとおりだと思いますので、早く事務調査をして、方向性のほうを示す必要があるんじゃないかなというふうに思います。これはこれでやるということですので、了解いたしました。

それから、その前の修繕料なんですけれども、これ常用草刈り機ということごさいます、これは自前で行うということだろうと思うんですが、常用含めまして刈り払い機、それから御宿町も町内の管理地の中に大分高木と申しませうか、雑木がかなり背が伸びていまして、その道路含めましてチェーンソーなども使うという状況もあろうと思うんです。

こうした管理がなかなか、管理そのものもなかなかできないと。大変短い時間の中でやられるということも、さまざまのうちの中、仕事の組み合わせの中でやるということもあろうかと思いますが、まず1つは安全管理です。それから、そういう機械の日常的な点検ですか、それも安全管理に入ると思うんですけれども、始業前、始業後含めまして、ちょっと注意受けた方からいろいろ聞いてはいるんですけれども、もう少しその辺のところは、最終的に事故につながるおそれがありますので、3月1日から講習もやっていただいていると思うんですけれども、それはちょっと全課で事故がない形できちっと安全管理も――事業所ですので、法令でもちゃんと指示があろうかと思しますので、そういうところも踏まえながら適切な管理をしていただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） おっしゃるとおり安全第一でございますので、講習等あれば、そちらのほうへ職員等参加させたいと思っております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

次、一般コミュニティなんですけれども、これ久保区ということでございますが、こうしたコミュニティ事業助成金、今回は大綱だとかということのご説明があったんですが、なかなか住民の方がこうしたものが補助事業に該当しないんじゃないかということもあるんです。さまざまな民間の企業体がやっている補助事業もあるわけですね。そうしたことも踏まえて、やはりその辺の周知、私いま一度必要じゃないかなと思うんです。

それと同時に、こうしたものの申請です。申請から具体的な補助金がおおりる、この最短はどのくらいなのかと。例えば、この新年度に、28年度なんですけれども、これ6月で、臨時議会ですね。そのことも含めて、いつごろなのかも含めて全体フレーム。制度はあると思うんですけれども、その活用の仕方がわからないという声もありますので、その辺はいまいち、丁寧な説明が必要じゃないかなという感じはするんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） このコミュニティ事業に関しましては、区長会で行政区にお知らせをしまして、今年度申請しますと、決定が来年度になるということで、この久保区の場合は去年申請をしてということになっております。

年度内に申請して年度内にお金が出るということではなっておりません。また、ほかのこのようなコミュニティ事業の助成等、情報が入れば、その都度住民のほうにはお知らせしてまい

りたいと思っております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 石井です。

了解しました。

というのは、現実的には、ある区で、その役場の担当者がいらっしやっただけですけども、なかなかかなりここまで来るまで時間がかかっていると。こういう事例なんですけれども、ある案件なんですけれども。そういうこともありますので、そこも含めて職員皆さん、地域は地域の住民だろうと思えますけれども、やっぱり職員でもありますし、そういうときがあれば、職員ですから何らかの説明ができるんじゃないかなというふうに思います。

何言いたいかという、住民に対する説明もあるんですけども、職員の中でそういうことをきちんと共有をして、いつでも的確、もしくはここでこういう、ここに行けばわかりますよとかと。皆さん、町内の方は、さまざまところに参画されているじゃありませんか。その中でいろいろな課題が出る、消防団は消防団、青年団は青年団とかいろんな、区は区であるじゃありませんか。そこで課題が出されたときに、いや、これはこういうことがあるから、じゃ調べてくるよとか、ここに行って聞いてみたらということができると思うんです。そうしたことの、その専門になってそういうことになったので、それ以外でも職員の皆さんは、地域に行けば、そういうことをきちんと説明、問題意識として持っているということが私は非常に大事じゃないかなというふうに思いますので、その辺のところをぜひ態度とっていただきたいというふうに思います。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 内部に関しての事業等の周知徹底については進めてまいりたいと思います。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番です。

9ページであります、アワビの種苗ということで、これは委員会の当方でも、この事業内容については説明を受けたところでもありますけれども、視察旅費ということでもあります、一般的に、例えば今般も議会で視察ということでもありますけれども、これはたしか議会の中でも交通費ですか、の予算計上をしていただいたところではありますけれども、やはりこういう時代だからこそ、私は先進地視察というのは非常に大事だと思うんです。

町のバスも含めて、一定の要綱の変更もしていただいて、県外にも出られることも含めて一

定の条件はあるんですけども、そこから先となると、やっぱり通常の移動については公共機関を使わないといけないと。また、宿泊等も当然必要になってくるという中で、私は、この一定額というのを当初予算の中に盛り込んでおくべきじゃないかと。それが増額するとかは、それはまた別であろうと思うんです。やっぱり僕は基本的スタンスだと思いますので、1回行革の中で——私が議員になったころは通年、ある時期から隔年、ある時期からきちんと事業計画を立ててと言いながら、なかなかそれができない中で、視察というのはなかなか進まなかったというのが現実だろうなと思うんです。

というのがありますので、ぜひこうしたことを積極的にやっていただきたいと。さまざまな知見を吸収して町づくり進めていただきたいと。アワビについても、何回もしていますけれども、町としての方針を組みながら、その目標を共通にして、みんなでアワビを増殖をして、また海女さんも復活してもらおうじゃないかということもあろうかと思いますが、ぜひそういう観点の中の先進地視察、これに限らず私は大事だろうなというふうに思うんですけども、この視察旅費のあり方について、どうでしょうか。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 視察につきましては、おっしゃるとおり、例の三位一体改革ぐらいからどんどん縮小していった経緯がございます。ただ、おっしゃるとおり、百聞は一見にしかずということもございますので、その点配慮してまいりたいと思います。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 瀧口です。

10ページなんですけれども、教育費関係で、全ての施設が、教育関係じゃなくて御宿町全体の施設が劣化しております。そういう中で修理・修繕は当然していかなきゃいけないという状況は理解しております。そういう中で、とりあえず教育関係という施設ありますよね、B&G含めて、学校含めて。そういう修繕計画というものをお持ちなんですか。それが1点と。

今年提案されました公共施設等総合管理計画策定業務委託、これとの関係はどうなっていくのでしょうか。というのは、緊急で雨漏り直していくと。エアコンつけていくとか、その関係との、この業務委託してまだできてこないんでしょうけれども、緊急と言えば直さなきゃいけないと。じゃあ、町の公共施設の総合管理業務管理の計画、それとの、今たまたま出てきましたけれども、雨漏りだとか、いろんな形で劣化していますから。じゃ、待てないものはいっぱいあるわけですが、緊急補正で出てくるものは。そういうものの整合性をどうとっていくのかと。

大竹課長で結構です。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） それでは、公共施設の管理計画ということで、総合的な管理計画ということでお話をさせていただきます。

厳しい財政状況が続く中で、高齢化ですとか人口減少等により公共施設の利用需要が変化していくことが予測されるという中で、こうしたことを踏まえまして、公共施設等の総合かつ計画的な取り組みを推進するために施設の維持管理費、維持管理等の指針となる公共施設等総合管理計画の策定を今年予定をさせていただいておるところでございます。

この計画の中で、将来の施設に係ります維持管理ですとか更新をする場合の費用の推計、それからまた客観的な判断になりますが、町民1人当たりの施設の面積の割合ですとか、そういった物事を整理をさせていただく計画ということでございます。

この中で、例えば施設類型というような言い方になります。例えば、体育館なら体育館ですとか、そういったものの今後の管理に関します基本的な方針のようなものをいろいろ協議をさせていただきながら決定をしていくというような計画でございます。その計画を踏まえまして、個別の施設ごとに、例えば岩和田小学校の体育館は今後どうしていくというようなことをその後にもまた計画をつくって、修繕なり、延命なり、統合ですとか、そういったことも含めましての検討をしていくというような計画でございます。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

じゃ、ちょっと具体的な話になる。例えば、月の沙漠とか、プールとか、今学校関係ありますし、旧御宿高校、そういう施設も具体的な管理計画が出てくるんですか。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 個別の、今後の修繕ですとか計画については、それぞれ個別にという話になろうかと思うんですが、その前段として、例えば同じような施設がある場合に、これからどの施設を、今後これを全て改修していく場合にはどの程度の例えば費用がかかって、何年ごろには更新の時期になるでしょうということも踏まえた中で、今後同じような施設に関してはどのような管理の仕方をしていくかということを一方向性を出すのがこの計画でございます。それを踏まえまして、それぞれ個別の施設ごとに今後の修理・改修計画等を立てさせていただくということで考えております。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

じゃ、具体的にこの計画が策定されるのは、いつごろになるんでしょうか。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 今年度の事業として考えさせていただいております。

（発言する者あり）

○総務課長（大竹伸弘君） 今現在、各課、施設の状況等をヒアリングをしております。これと、あと企画財政課のほうでやっておりますけれども、固定資産台帳ともあわせて進めさせていただきながら、これと整合性を図って、先ほどのどういった施設の規模のものが必要なのかということを検討させていただく計画であります。

最終的には3月になってしまいますが、3月の定例会のほうでご提案をさせていただけたらというスケジュールで考えております。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

6番、貝塚嘉軼君。

○6番（貝塚嘉軼君） 6番、貝塚。

ちょっとこれは、予算関係、関連質問ということでお聞きしたいんですけれども、アワビの育成事業、これを進めていく中で、今現在、これは実際にとれるようになるのには四、五年先だろうと思いますけれども、今岩和田地区、あるいは御宿浜地区においても、海女として活躍しているというか、人数が少ないわけです。

そういうことで、できれば、以前にも私町長にお願いしたことあると思いますけれども、岩和田地区を地域保全というか、海女の郷という命名地域をしていただいて、将来に向かってどうなんでしょうかというようなことでお願いしたことがあると思うんです。ですから、これを機会にこういう事業を進めていく中で、やはり地域において盛り上げていくと。そして、後継者が育ってくればいいなど。

やはり同時に稚貝放流をして増やしていく、育成していくと同時に、それを生活の糧として潜ってとる人がいなきやいけないわけで、そういう人を今から心がけて養成していく、あるいはそういう環境を整えていくということが必要じゃないかなというふうに思うんですけれども、これ視察へ行かれて、その地域においては今どういう対策をとっているかということも視察していただいて、ただそこで育てているだけじゃなくて、放流して、それをどういう形で採取しているかということもお願いしてもらって、視察してきていただきたいなど。

ですから、同時進行として育成を心がけていただきたいというか、人です。人も育ててほし

いと、そういう政策をとっていただきたいなというふうに思っておるので、町長に、これ予算関連で、予算がついていませんけれども、それについてどうなんでしょうか。もし、考えがあったら。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 視察しようとする目的地につきましては、状況が例えば海産物とか、かなり千葉県外房、御宿、非常に類似しているというような情報はいただいております。そういうことで、じゃ、海女さんがどのぐらいいるのか、そういう海の状況、海浜の状況を視察も当然させていただきますけれども、海女の郷につきましては前にもいろいろとご質問いただいておりますが、これからアワビ増殖事業を手がけようとこれからスタートするんですけれども、もう少し形が少し見えてから、同時にとおっしゃっておりますけれども、もう少したってから、ある程度形が見えてから、そういう形でPRをしていくことができればとは思っております。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第9、議案第7号 御宿町防災行政無線通信施設整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

大竹総務課長より議案の説明を求めます。

大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 議案第7号 御宿町防災行政無線通信施設整備工事請負契約の締結についてご説明をさせていただきます。

本案は、御宿町防災行政無線通信施設整備工事請負契約の締結につきまして議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき工事請負契約を締結するため、議会の議決をお願いをするものでございます。

契約につきましては、指名競争入札によりまして6月2日に入札を執行いたしました。

契約の金額といたしまして4,914万円、うち消費税額は364万円です。

契約の相手方は、千葉市中央区都町1254番地6、スイス通信システム株式会社、代表取締役平野恒次でございます。

工期につきましては、議決をいただいた日の翌日から29年3月10日までとしております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

契約事務であります。何者であったのかと。それから、設計金額に対して幾つで落としたのか。

それから、ちょっと時間の関係もありますので、今回の防災無線の工事については、たしか前倒しですよ。計画より前倒しだと。その理由については、防災システムの老朽化が激しいという説明が1回答弁されたかというふうに理解をしております。

本来ならば、新しい、いわゆる私はコミュニティもセットになるのかなというふうに考えておりましたので、そうした部分、今のITです。そうしたものの活用、それと防災システムを同時に整備していただければ、この中でかなりのものが先端的、いわゆるICTと申しましょ。うか、そうしたものの活用がなされる可能性というのが私にはあつたのではないかなというふうに思うわけでありまして、具体的にこの契約の中身です。防災システムというか、いわゆる戸別受信機と申しましょ。うか、どういうものが今想定しているのかということも計画内容でございますので、一旦明らかになっているというふうに思いますので、それも含めまして答弁をいただければと思います。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 入札の状況でございますが、指名につきましては6者を指名をいたしました。うち3者については辞退をされたということで、3者で入札を行っております。

それから、設計金額に対します落札率につきましては、91.91%という状況でございました。

それから、今回お話をいただきましたとおり、整備の概要につきましては、親局と、それから広域消防等も含めました遠隔操作卓、それから屋外受信、屋外子局1局分、それから戸別受信機2台というような形での計画で、今後デジタル波とアナログ波と両方送信をしていくというようなことでのスタートとなります。

今後につきましては、後期の基本計画等の中での協議になりますけれども、計画といたしましては、その初年度である30年度に子局の整備を2カ年かけて行い、32年度を目途に戸別受信機までの計画5カ年で完成をさせたいという中で企画財政課と協議をさせていただきたいと考えております。

こうした取り組みの中で、今回デジタル化という特殊性を踏まえますと、他のシステムとの親和性が非常に出てくるという中では、今お話しいただきましたとおり、各種デジタル情報の伝達、蓄積、加工が容易になりまして、システムの構築が容易な状況になります。

例えば、親局と連動して町のホームページですとか、町のホームページでの情報伝達や携帯電話等へのメールの配信、またテレホンガイドによる音声案内など、一定の変換装置は必要になりますが、こうしたシステムと連携をすることがデジタル化することによって可能となっております。

こうした全体の計画、こういったものを今後情報として出して、どういう手法で出していくのかと、こういったことにつきましても今後検討させていただいて、ご協議をさせていただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第7号に賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

◎時間延長の件

○議長（大地達夫君） お諮りいたします。

間もなく5時となります。このまま時間を延長して審議を続けることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

このまま議事を進行いたします。会議時間を延長いたします。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第10、議案第8号 おんじゅく認定こども園建築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

埋田保健福祉課長より議案の説明を求めます。

埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 議案第8号 おんじゅく認定こども園建築工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、おんじゅく認定こども園建築工事請負契約の締結につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき工事請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

入札契約事務につきましては、制限付一般競争入札方式により4月27日から公告を開始し、5月9日から5月12日まで入札参加の受け付けを行いました。

この受け付け業者の資格審査を行った後、入札を6月9日に執行し、落札者が決定し、仮契約に至っております。

契約の金額は2億9,268万円で、うち消費税は2,168万円です。

契約の相手方は、千葉県山武郡横芝光町木戸10110番地株式会社畔蒜工務店、代表取締役畔蒜毅。

工期は、議会の議決を経た翌日から平成29年2月24日までです。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 認定こども園建築工事請負契約であります。先ほどと同様に何者であったのかと。

それから、設計金額に対して、落札率について説明を受けたいと思います。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 建築工事につきましては、8者手を挙げていただきました。最終的には辞退がありまして、3者による入札を行いました。

設計金額に対する落札率は89.2%でございました。

以上です。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

補正のほうで外構工事が出ておりました。この本体に対して、また9号議案に載っております。そういう中で、あと1件入札があったと思うんですけども、9号議案を含めて、じゃ、今までの工事、あと実施設計、基本設計含めて現在まで、これを承認されたとして、どのくらい費用がかかったかと。

あと今後、備品等、9月補正あたりに出てくるんだと思いますけれども、それは除いて現在までどのくらい経費がかかっていったのか、総額で。

それと、この差金がどのくらい生じたのかということと追加補正、備品はともかく工事本体に関する補正は今後あり得るのかということと、今回も児童福祉の基金を積み上げていますね。また町債のほうでも960万円ですか、起こしておりますから、そういう中で財源の内訳です。今までかかったものに対しての財源の内訳と。

それと、この29年2月24日までに引き渡し、完工だという形の中で、これは1点私のほうの要望なんですけれども、年長者、年長組の生徒が一日でも早く入れるような形と、当然卒園式も新しいところで、一生に1度のことですから、できるようなご配慮をお願いしたいのと。

それと、29年度から新しい園舎に移るという中で、経営方針も変わっていくという中で、これは1点考慮してもらいたいのは、今全部女性の保育士です。年度採用があるという形ならいろいろとありましようけれども、男の保育士を臨時でも、正職でもいいんですけれども、ぜひ採用していただきたいと。今シングルが多いですから、いろんな面で男の保育士が必要だとい

うことを聞いておりますので、ぜひその辺は考えてください。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） まず、今までにかかった費用でございますが、本体工事費が今日ご承認いただいたらのお話ですが、4億1,472万円です。これは建築と機械と電気3本含めた合計額でございます。

設計費が3,473万円、造成工事費が1,112万4,000円、外構工事費が先ほど承認いただきましたが、予算額で5,227万2,000円、工事管理費が1,398万6,000円、水道申込納付金、消耗品費などが307万4,000円、これに26年度に行いました測量・地質調査930万5,000円をプラスしますと約5億4,000万円となっております。

それと、今後かかる費用でございますが、9月議会に備品整備費の補正予算をお願いする予定でございます。その金額が今のところ2,726万2,000円です。そのほか電話回線工事、警備委託などで9月以降に補正をお願いしますが、564万5,000円。今申し上げた2つの合計が約3,300万円でございます、それを足した金額は5億7,300万円となっております。

それから、入札の差金でございますが、建築工事費が3,542万4,000円、機械設備工事が838万円、電気設備工事が153万2,000円で、合計いたしますと4,533万6,000円の差金でございます。

財源につきましては、まず地方債の緊急防災の事業債と同じく地方債の社会福祉債、そのほかに基金がございます、今現在、基金につきましては1億4,250万円を予算計上しております、残額が約3,700万円ほどございます。

この財源につきましては、今企画財政課と相談しているんですが、この基金の残を全部充てるかどうかをちょっと今協議している段階で、それによって起債の関係も少しずれてくる予定となっております。

それと、2月24日工期ということで、先立って行いました保護者向けの説明会においては、卒園式のお話はさせていただきました。あと年長児の保育を一日でもということにつきましては、工期等引越しの関係がございますが、できれば一日でも——一日ではちょっとあれですけども、少しでもできるように努力したいと考えております。

あと保育士、男性保育士の話なんですが、来年度につきましては正職員を採用する予定はございません。ただ、今おめでたいことなんですが、産休が2人、今後また1人出る、今年度3人になる予定なんですが、その臨時職員を募集する際に男性のみとは募集できませんので、男性もどうぞご応募くださいとか、そういったような感じで募集はしたいと考えております。

以上です。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 男女参画法で男だけ、女だけという募集はできないのは承知しておりますけれども、ぜひそういう形で、臨時職員でも構わないんですから、ぜひそういう形で多様性を持った形の保育ができるようにという形と、1点、3月の……その前か、実施設計のときに随契でこれはやむを得ないという中で、少しでもまけてもらえということを行った中で、そういう形で努力すると言った覚えがあります。今回、大変入札の差金があったことで大変いい形の入札ができたと思っております。

利活の話をするとうる人がいますけれども、現実には16万円ですよ、差金。中央大学は1万何がしかな。それを見ると、正当な入札行為だったという形と、さっき言った随契でもまけてもらえと言った覚えがありますので、どうでしょうか。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 以前お話をいただきまして、その後設計会社と相談させていただきまして、当初見積額が1,481万7,600円でした。最終的には先ほど申し上げましたが、税込みで1,398万6,000円ですので、83万1,600円金額を低くすることができました。ありがとうございました。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 先ほどの関連なんですけど、8者の中、3者が辞退された。

（「5者」と呼ぶ者あり）

○10番（石井芳清君） 5者って言いましたか。5者から3者。まあ、いいや。ちょっと失礼しました。数字は不正確で失礼しました。何者かが辞退されたという説明がありましたよね。その辞退した理由というのはわかりますか。わかれば公表していただければ。理由書というものはあるんでしょうか。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 辞退の理由については、具体的にはちょっと。

（「辞退した理由というのはわかりませんか」と呼ぶ者あり）

○保健福祉課長（埋田禎久君） 辞退の理由については、細かい理由は特にございませぬ。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

6番、貝塚嘉軼君。

○6番（貝塚嘉軼君） 1つ聞きたいと思うんですけども、制限つき一般入札というのは、制限つきというのはどういうふうなあれを設けて、そういうしたのか。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 御宿町の場合は、入札制度基準で設計額が1億円を超える金額は一般競争入札で行うということになっておりまして、その一般競争入札実施要領というのがございまして、一般競争入札は資格要件を付した一般競争入札、これを制限付一般競争入札と言うんですが、これで実行することと書いてあります。

具体的には、今回示しましたのは幾つかあるんですが、大きいところで千葉県内に本店もしくは支店、営業所を有する場合で、建設業法に規定する建築一式工事に係る経営事項審査の結果の総合評点値が900点以上であるもの。これが県のランクで言うAランクというところがございますが、それを規定しました。

あとは公告の日から起算して過去10年間に国または地方公共団体が発注した本工事と同規模の工事（延べ床面積1,000平米以上の新增築または改修工事）を元請として施工実績のある者。あとは配置技術者であるとか、指名停止になっていないとか、そういったこととございます。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第8号に賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第11、議案第9号 おんじゅく認定こども園機械設備工事請負契

約の締結についてを議題といたします。

埋田保健福祉課長より議案の説明を求めます。

埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 議案第9号 おんじゅく認定こども園機械設備工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、おんじゅく認定こども園機械設備工事請負契約の締結につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき工事請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

入札契約事務につきましては、指名競争入札方式により5月17日に10者に対し指名通知を送付しました。その後、入札を6月9日に執行し、落札者が決定し、仮契約に至っております。

契約の金額は7,722万円で、うち消費税は572万円です。

契約の相手方は、千葉県千葉市中央区本町3丁目3番15号、芝工業株式会社、代表取締役野口恭男。

工期は、議会の議決を経た翌日から平成29年2月24日までです。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

10者ということではありますが、最終的に10者だったのでしょうか。それと、あと同様に設計金額に対して何%であったのか。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 10者指名いたしまして、最終的に入札になりましたのは2者でございます。

設計金額に対する落札率は90.2%でございました。

以上です。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第9号に賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○議長(大地達夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決しました。

◎請願第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大地達夫君) 日程第12、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書を議題といたします。

お諮りします。

請願第1号については、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は委員会の付託を省略することに決定しました。

紹介議員、北村昭彦君、登壇の上、趣旨説明をお願いいたします。

(2番 北村昭彦君 登壇)

○2番(北村昭彦君) 2番、北村です。

議長より指示がございましたので、ご説明いたします。

請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書。

住所、千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館。

団体名、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会。

連絡会の構成は、括弧内のとおりです。

会長、関山邦宏。

紹介議員、北村昭彦。

御宿町議会議長、大地達夫様。

請願理由。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは、国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。

この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至です。

また、学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものであり、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきます。

以上のことから、義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望し、意見書の提出をお願いするものです。

詳細な内容につきましては、添付の資料のとおりです。

ご採択いただけますよう、よろしく願いいたします。

○議長（大地達夫君） 本請願に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本請願につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

請願第1号を採択することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、請願第1号は採択することに決しました。

◎日程の追加について

○議長（大地達夫君） お諮りいたします。

ただいま提出者、北村昭彦君、賛成者、大野吉弘君、発議第1号 義務教育費国庫負担制度

の堅持に関する意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎発議第1号の上程、説明、採決

○議長(大地達夫君) 発議第1号を配付しますので、しばらくお待ちください。

(意見書配付)

○議長(大地達夫君) 配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) なしと認めます。

北村昭彦君、登壇の上、説明願います。

(2番 北村昭彦君 登壇)

○2番(北村昭彦君) 2番、北村です。

議長より指示がございましたので、ご説明いたします。

発議第1号、平成28年6月16日、御宿町議会議長、大地達夫様。

提出者、御宿町議会議員、北村昭彦。賛成者、御宿町議会議員、大野吉弘。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について。

上記の議案を御宿町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

提案理由については、請願理由と同様ですので、割愛させていただきます。

なお、意見書につきましては、配付いたしました資料のとおりでございます。

よろしく願いいたします。

○議長(大地達夫君) 発議第1号を採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を直ちに採決いたします。

発議第1号に賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決しました。

◎請願第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第13、請願第2号 「国における平成29（2017）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書を議題といたします。

お諮りいたします。

請願第2号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

よって、請願第2号は委員会の付託を省略することに決定しました。

紹介議員、北村昭彦君、登壇の上、趣旨説明をお願いいたします。

（2番 北村昭彦君 登壇）

○2番（北村昭彦君） 2番、北村です。

議長より指示がございましたので、ご説明いたします。

請願第2号 「国における平成29（2017）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書。

住所、千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館。

団体名、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会。

連絡会の構成は、括弧内のとおりです。

会長、関山邦宏。

紹介議員、北村昭彦。

御宿町議会議長、大地達夫様。

請願理由。

教育は日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っております。しかしながら、社会の変化とともに子どもたち一人一人を取り巻く環境も変化して、教育諸課題や子どもたちの安全確保等の課題が山積しています。

子どもたちの健全育成を目指し豊かな教育を実現させるために、国における平成29年度教育

予算拡充に関する意見書の提出をお願いするものです。

詳細な内容については、添付資料のとおりです。

ご採択いただけますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（大地達夫君） 本請願に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本請願につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

請願第2号を採択することに賛成の方は、挙手願ひます。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

請願第2号は採択することに決しました。

◎日程の追加について

○議長（大地達夫君） お諮りいたします。

ただいま提出者、北村昭彦君、賛成者、大野吉弘君、発議第2号 国における平成29
(2017)年度教育予算拡充に関する意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎発議第2号の上程、説明、採決

○議長（大地達夫君） 発議第2号を配付しますので、しばらくお待ちください。

（意見書配付）

○議長（大地達夫君） 配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 配付漏れなしと認めます。

北村昭彦君、登壇の上、説明願います。

（2番 北村昭彦君 登壇）

○2番（北村昭彦君） 2番、北村です。

議長より指示がございましたので、ご説明いたします。

発議第2号、平成28年6月16日、御宿町議会議長、大地達夫様。

提出者、御宿町議会議員、北村昭彦、賛成者、御宿町議会議員、大野吉弘。

国における平成29年度教育予算拡充に関する意見書の提出について。

上記の議案を御宿町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由については、請願理由と同様ですので、割愛させていただきます。

なお、意見書につきましては、配付いたしました資料のとおりでございます。

よろしく願います。

○議長（大地達夫君） 発議第2号を採決することに異議ありませんか。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） ただいま提案された発議第2号であります、これ日付が平成26年となつてございますので、28年で訂正を求めるものであります。

○議会事務局長（渡辺晴久君） 申しわけございません。差しかえさせていただきますので、少々お待ちいただいてもいいですか。訂正でよろしいですか。

（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議会事務局長（渡辺晴久君） それでは、わかりました。申しわけございません。それでは、ちょっと訂正をさせていただきます、後で28年6月16日提出ということでよろしく願います。申しわけございません。

○議長（大地達夫君） ただいま説明のとおりご了承ください。

発議第2号を採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号を直ちに採決いたします。

発議第2号に賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決することに決しました。

◎町長の挨拶

○議長（大地達夫君） 以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで、石田町長より挨拶があります。

石田町長。

（町長 石田義廣君 登壇）

○町長（石田義廣君） 平成28年第2回定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会では、1報告9議案についてご審議をいただきましたが、議員の皆様方のご理解によりまして、いずれもご承認、ご決定いただき、閉会の運びとなりました。誠にありがとうございました。

これから御宿町は観光シーズンを迎えます。お越しになる多くの観光客の皆様にご事故もなく、御宿の夏を楽しんでいただけるよう努めてまいり所存でございます。議員の皆様方におかれましてもよろしくご指導、ご協力のほどお願い申し上げますとともに、時節柄健康には充分にご留意されまして、これからも一層ご活躍されますようお願いを申し上げ、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（大地達夫君） どうもありがとうございました。

議員各位には慎重ご審議いただき、また議事運営につきましてご協力いただきまして円滑な運営ができたことを厚く御礼申し上げます。

以上で、平成28年御宿町議会第2回定例会を閉会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

（午後 5時22分）